習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に
取り組んでいます。

第8期習志野市障がい福祉計画

第4期習志野市障がい児福祉計画

（素案）

【 令和9年度～令和11年度 】

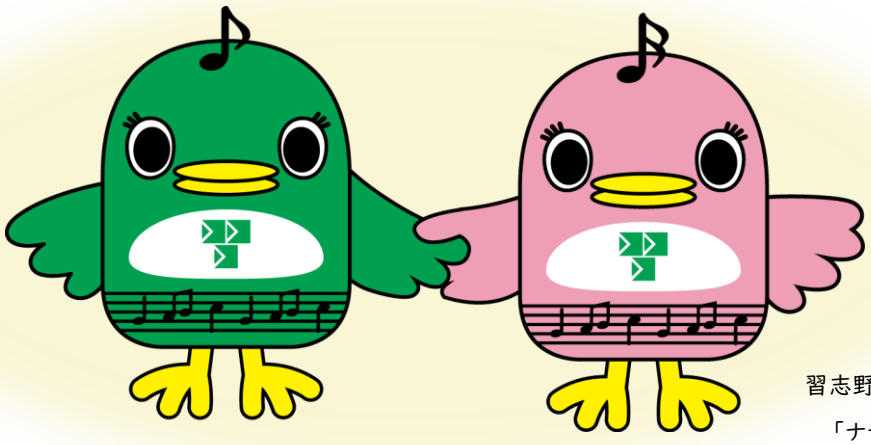

習志野市イメージキャラクター
「ナラシド♪とソラシノ♪」

令和9年●月

習志野市

この計画書の各ページ（右下又は左下）に音声コードを印刷しています。
この音声コードを読み取ると、文字情報を音声で聴くことが出来ます。

【Uni-Voice（ユニボイス）アプリ】
　一般向けの Uni-Voice アプリと視覚障がいのある人向けの Uni-Voice Blind アプリがあり、無料でインストールすることができます。
　このアプリで音声コードを読み取ることで、文字情報が音声で読み上げられ、情報を取得することができます。

あしたのハーモニーが響くまち 習志野市

◆◇ 目　次 ◇◆

◆第１章 計画の策定に当たって

１－１．計画策定の背景 …… 5

１－２．障害福祉計画・障害児福祉計画とは …… 5

１－３．習志野市障がい福祉計画・習志野市障がい児福祉計画とは …… 6

１－４．計画の期間…… 6

１－５．計画の位置づけ …… 6

１－６．計画の基本的理念 …… 7

１－７．障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 …… 9

１－８．相談支援に関する基本的考え方 …… 9

１－９．障がいのある子への支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 …… 10

1-10．障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 …… 10

1-11．その他の自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等 …… 10

1-12．計画の構成（関係図） …… 11

第２章 障がいのある人の現状等

２－１．障がい者手帳所持者数 …… 13

２－２．アンケート調査の実施概要、結果の要点…… 14

２－３．第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の成果目標の実績 …… 39

第３章 成果目標

３－１．福祉施設の入所者の地域生活への移行 …… 44

３－２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 …… 45

3-3．福祉施設から一般就労への移行等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
3-4．障がいのある子への支援の提供体制の整備等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
3-5．地域生活支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
3-6．相談支援体制の充実･強化等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
3−7．障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の
構築 ・・・ 53

第4章 活動指標

4−1．訪問系サービス ・・ 54
4−2．日中活動系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
4−3．居住系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
4−4．相談支援 ・・ 66
4−5．障害児通所支援､障害児相談支援等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
4−6．発達障がいのある人等への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
4−7．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・・・・・・・・・・・・・・ 73
4−8．相談支援体制の充実･強化のための取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
4−9．障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み ・・・・・・・・・・・・・ 75

第5章 地域生活支援事業

5−1．必須事業 ・・・ 76
5−2．任意事業 ・・・ 84

第6章 計画の推進

6−1．計画の進行管理と評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
6−2．関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

第1章　計画の策定に当たって

1－1. 計画策定の背景

日本の障がい者施策は、障がいのある人及び障がいのある子（以下「障がいのある人等」）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」）の実現を目指し、さまざまな制度を整備してきました。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備する仕組みとして導入されたものです。

1－2. 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

「障害福祉計画」は、平成 18 年度施行の障害者自立支援法（平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」に改正））において、市町村及び都道府県にその策定が義務づけられました。また、「障害児福祉計画」は、平成 30 年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、市町村及び都道府県にその策定が義務づけられました。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」）に即して、都道府県及び市町村において策定するものとなっています。この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえたものであり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

1－3. 習志野市障がい福祉計画・習志野市障がい児福祉計画とは

「第８期習志野市障がい福祉計画・第４期習志野市障がい児福祉計画」は、「第７期習志野市障がい福祉計画・第３期習志野市障がい児福祉計画」の実績と、本市の障がいのある人等の現状などを踏まえ、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業の円滑な実施について定めた計画です。

1－4. 計画の期間

本計画の期間を、令和９年度から令和 11 年度までの３年間とします。

ただし、計画期間中に計画の内容に大きく影響を及ぼす制度改正などがあった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

1－5. 計画の位置づけ

本市は、令和６年度から令和 11 年度までの６年間を計画期間とする「第５期習志野市障がい者基本計画」を策定しています。この計画は、障害者基本法に基づくものであり、本市の障がいのある人等のための施策に関する基本的な計画で、目指すべき将来像として**「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」**を掲げています。

「第８期習志野市障がい福祉計画・第４期習志野市障がい児福祉計画」は、この「第５期習志野市障がい者基本計画」と緊密に連携しながら推進します。

1－6. 計画の基本的理念

① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人を含む）、難病患者等及び障がいのある子へのサービスの充実を図ります。

また、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者等について、障害者総合支援法に基づく給付の対象である旨の周知を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、医療的ケアが必要な人や強度行動障がいの状態にある人など、重度障がいのある人であっても、地域生活への移行が可能となるよう、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続できるようにサービス提供体制の確保を図ります。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人に対する支援などを進めるため、地域生活支援拠点等の機能強化や、基幹相談支援センターとの効果的な連携の確保を推進します。

地域の支援体制を構築する上では、様々な障がい特性（強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア、重症心身障がい、発達障がい、盲重複障がい、ろう重複障がい等）に応じた支援体制の構築が重要です。そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ります。

④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

人口減少や単身世帯の増加、特に障害福祉分野では、障がいのある人等の重度化・高齢化や親なき後の生活など家族が抱える課題は複雑化・複合化している中で、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実情を踏まえた包括的な支援体制の整備や推進に取り組みます。その際は、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業との連携を図りつつ、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、より一層の体制整備を進めます。

⑤ 障がいのある子の健やかな育成のための発達支援

障がい種別にかかわらず、障害児通所支援や障害児相談支援などの地域支援体制の構築を図ります。また、ライフステージに沿って地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援の利用によって、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいのある子の地域社会への参加や包容（以下「インクルージョン」）を推進します。

加えて、日常生活を営むために医療を要する障がいのある子（以下「医療的ケア児」）が必要な支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築していきます。

⑥ 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すため、個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、視覚障がいのある人等の読書環境の整備や、障がいのある人等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、行政情報のアクセシビリティの向上を促進します。

Ⅰ－7．障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的考え方
1　訪問系サービスの保障
2　日中活動系サービス等の保障
3　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4　福祉施設から一般就労への移行等の推進
5　強度行動障がいの状態にある人及び難病患者等に対する支援体制の充実
6　高次脳機能障がいのある人に対する支援
7　依存症対策の推進

Ⅰ－8．相談支援に関する基本的考え方

基本的考え方
1　相談支援体制の充実・強化
（ア）相談支援体制の構築と関係機関との連携
（イ）相談支援の提供体制の確保
（ウ）のぞまないセルフプランの解消
2　地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3　発達障がいのある人又は発達障がいのある子（以下「発達障がいのある人等」）に対する支援 （ア）発達障がいのある人等及び家族等への支援体制の確保
4　習志野市障がい者地域共生協議会（以下「地域共生協議会」）の活性化

１－９．障がいのある子への支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的考え方
１　重層的な地域支援体制の構築
２　保育、教育、保健医療、就労支援等の関係機関と連携した支援
３　地域社会への参加、インクルージョンの推進
４　特別な支援が必要な障がいのある子への支援体制の整備 （ア）重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実 （イ）強度行動障がいの状態にある子に対する支援体制の充実 （ウ）虐待を受けた障がいのある子に対する支援体制の整備
５　障害児相談支援等の提供体制の確保
６　障がいのある子への支援における人材育成の推進

１－１０．障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

基本的考え方
１　障がい福祉人材の確保・定着
２　当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

１－１１．その他の自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

基本的考え方
１　障がいのある人等への虐待の防止
２　意思決定支援の促進
３　障がいのある人の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加などの促進
４　障がいのある人等による情報の取得利用・意思疎通の推進
５　障がいを理由とする差別の解消の推進
６　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実

1－12. 計画の構成（関係図）

本計画は、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するために必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を設定します。

また、成果目標を達成するために必要なサービスごとの見込量や活動指標を設定します。

さらに、障害者総合支援法第 77 条に基づく地域生活支援事業についても同様に、事業ごとの見込量などを設定します。

成果目標並びに活動指標及び地域生活支援事業の関係図は次のページのとおりです。

成果目標並びに活動指標及び地域生活支援事業の関係図

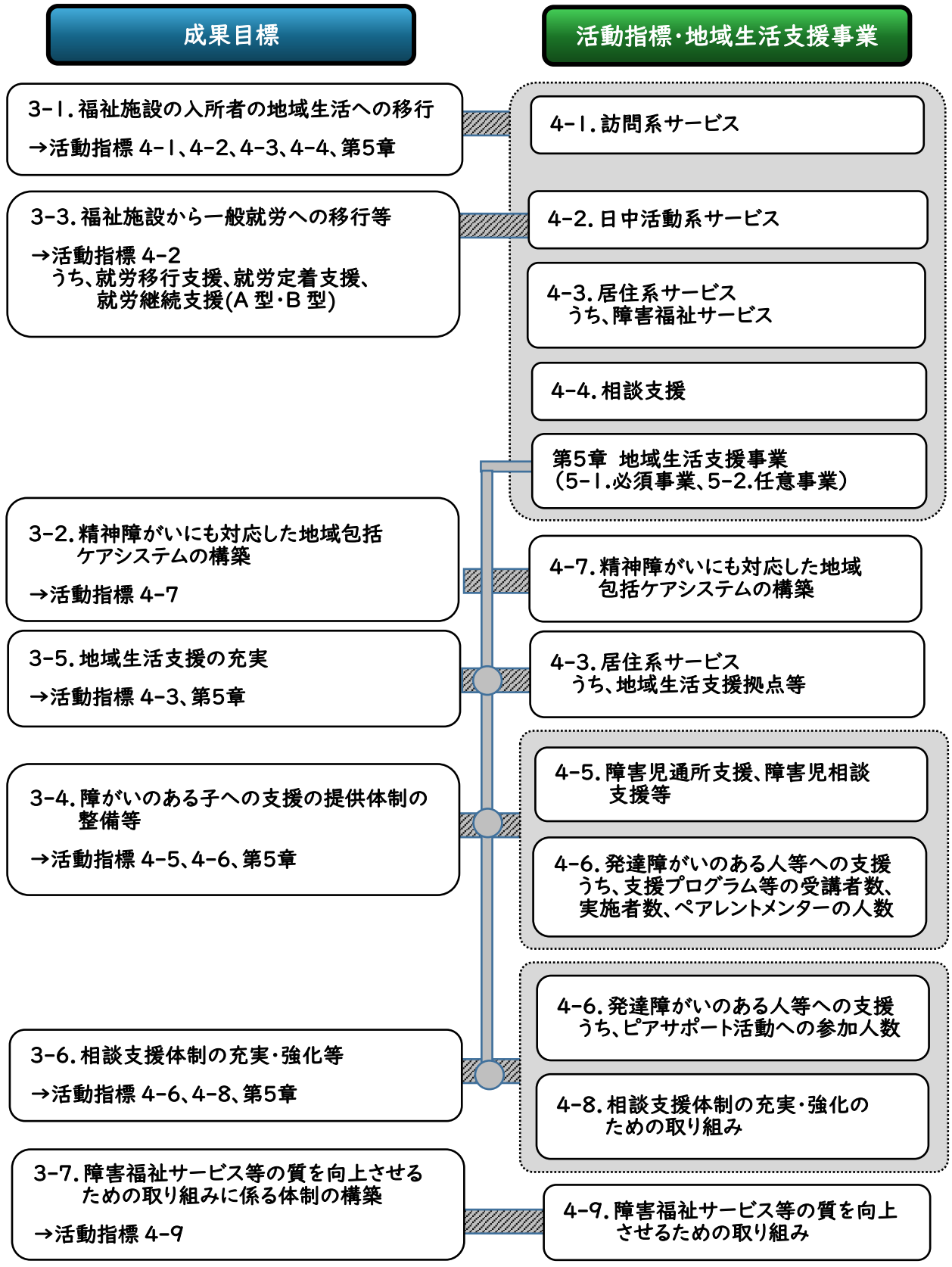

第2章　障がいのある人の現状等

2－1．障がい者手帳所持者数

令和８年３月末日現在における本市の障がい者手帳所持者数は以下のとおりです。

（1）年齢区分別人数

年齢区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
18 歳未満	100 人	383 人	72 人
18 歳以上 65 歳未満	1,167 人	883 人	1,874 人
65 歳以上	2,806 人	53 人	217 人
合計	4,073 人	1,319 人	2,163 人

※ 障がいが重複している場合はそれぞれの区分に計上しています。

（2）身体障害者手帳障がい等級別人数

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	1,380 人	542 人	590 人	1,095 人	227 人	239 人	4,073 人

※ 障がいが重複している場合はそれぞれの区分に計上しています。

（3）身体障害者手帳障がい部位別人数

障がいの部位	人数
視覚障がい	293 人
聴覚・平衡機能障がい	323 人
音声・言語・そしゃく機能障がい	61 人
肢体不自由	1,807 人
内部障がい	1,589 人
合計	4,073 人

※ 障がいが重複している場合はそれぞれの区分に計上しています。

（4）療育手帳障がい程度別人数

障がい程度	Ⓐ	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	合計
人数	209人	240人	13人	314人	543人	1,319人

（5）精神障害者保健福祉手帳等級別人数

等級	1級	2級	3級	合計
人数	186人	1,099人	878人	2,163人

2−2. アンケート調査の実施概要、結果の要点

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査の実施概要と結果の要点は、以下のとおりです。

【実施期間】 令和8年6月2日～令和8年6月19日（金）

（1）障害福祉サービス等の現状と今後の方策についての意見を把握するためのアンケート

① 実施対象者

・指定特定相談支援事業所
・指定障害児相談支援事業所
・習志野市基幹相談支援センター
・障がい者相談支援事業委託事業所

② 回収結果

調査票配布事業所数	回収数	回収率
18カ所	14カ所	77.8%

③ 現状と意見

（注）「市内事業所の充足度」の内訳については、各事業所の対応障がい種別により、回収数と一致するものではありません。

居宅介護	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	4	7	0
現状への意見	・「引き受けてくれる事業所を教えてほしい」という相談を受ける。 ・事業所が見つからない。 ・ヘルパーが不足している。 ・障がい特性に合わせた支援ができるヘルパーが限られる。 ・精神障がいに対応した、専門的なヘルパーが少ないと感じる。 ・通院等介助が使える事業所があると良い。 ・児童で入浴介助を希望しても、条件が合わず利用につながれないケースがある。 ・ヘルパー事業所の高齢化や廃業がみられ、若者が勤めて将来に向けて希望の持てない職種になっている。		
今後の方策への意見	・柔軟な研修制度（要件、時間帯）、外国人材の確保、賃上げ、職場環境の改善。 ・支援者は高齢の人が多いので、若い人も働ける環境がいいと思う（報酬面など）。 ・事業所の誘致。 ・事業所への市独自の加算や、ヘルパーのやりがい評価が必要。 ・ヘルパーや事業所の「使い捨て」状態の改善は急務。		

重度訪問介護	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	7	3	0
現状への意見	・「引き受けてくれる事業所を教えてほしい」という相談を受ける。 ・利用者は重度訪問介護を望むが、実質的に動ける事業所が少ない。 ・障がい種別や症状によっては、どの事業所も対応を拒む事例があった。 ・対応が難しいと言われることが多い。 ・実態に合った利用が難しい。 ・夜の同姓介助（女性）が難しい。 ・事業所はあるが、8 時間以上のところばかりで、移動加算が少ない。		

今後の方策への意見	・重度訪問介護のヘルパーは、支援時間が長くて大変だなと思う反面、支援力が足りないと思う方もいる。 ・柔軟な研修制度（要件、時間帯）、外国人材の確保、賃上げ、職場環境の改善。 ・支援者は高齢の人が多いので、若い人も働ける環境がいいと思う（報酬面など）。 ・様々な障がいがあっても、大学や専門学校へ通学し学ぶための重度訪問介護利用者の大学修学支援事業や、その後の就労についても、重度障害者等就労支援特別事業が必要である。

同行援護	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	7	4	0
現状への意見	・「引き受けてくれる事業所を教えてほしい」という相談を受ける。 ・対応が難しいと言われることが多い。 ・長時間の利用が難しい。 ・四街道特別支援学校への通学支援に使えない。		
今後の方策への意見	・柔軟な研修制度（要件、時間帯）、外国人材の確保、賃上げ、職場環境の改善。 ・支援者は高齢の人が多いので、若い人も働ける環境がいいと思う（報酬面など）。 ・事業所への市独自の加算や、ヘルパーへのやりがい評価が必要。 ・ヘルパーや事業所の「使い捨て」状態の改善は急務。 ・様々な障がいがあっても、大学や専門学校へ通学し学ぶための重度訪問介護利用者の大学修学支援事業や、その後の就労についても、重度障害者等就労支援特別事業が必要である。		

行動援護	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	9	3	0
現状への意見	・「引き受けてくれる事業所を教えてほしい」という相談を受ける。 ・対応できる事業所が少ない。 ・使いたい方が利用できないので移動支援対応になっている。 ・新規の強度行動障がいのある人に対応できない。		
今後の方策への意見	・柔軟な研修制度（要件、時間帯）、外国人材の確保、賃上げ、職場環境の改善。 ・支援者の育成。 ・事業所への市独自の加算や、ヘルパーへのやりがい評価が必要。		

今後の方策への意見	・ヘルパーや事業所の「使い捨て」状態の改善は急務。 ・様々な障がいがあっても、大学や専門学校へ通学し学ぶための重度訪問介護利用者の大学修学支援事業や、その後の就労についても、重度障害者等就労支援特別事業が必要である。

療養介護	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	9	1	0
現状への意見	・市内に事業所がない ・通所で利用できる療養介護の事業所がない		
今後の方策への意見	・重度の方の日中活動の場が欲しい		

生活介護	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	12	0	0
現状への意見	・市外の生活介護も足りていないため市外に通うことも難しい。 ・入浴のある事業所が少ない。 ・強度行動障がいに対応できるところが少ない。 ・日中活動場所の不足感が否めない。 ・現行の事業所において定員をこれ以上増やすことは困難だと思う。 ・特別支援学校高等部卒業後に在宅を選ばざるを得ない人が生じないよう、事業所の数が増えることで利用枠が拡大されるとよい。 ・強度行動障がいのある人、難病（ALS 等々）の人たちの居場所がない。		
今後の方策への意見	・人材確保が事業所を増やす大きな要件と感じる。 ・強度行動障がいや、医療的ケアを必要としている人たちの居場所が必要だと感じている。 ・家族では無く、社会が見る仕組みが必要。 ・強度行動障がいについては、暮らしの場支援会議に参加できる、市の体制作りは急務と感じている。 ・ALS 等難病系の医療的ケアを必要とする人たちへの介護を「家族から社会へ」としていく。 ・行政・医療・福祉が連携し、短期入所も含め「住んでいる地域」での「暮らしの場」の課題がある。		

短期入所	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	11	1	0
現状への意見	・施設がないためグループホームを利用している。 ・児童の受入先が少なく、利用したくても見つからない。 ・児童だが、手帳がないと受け入れてもらえない。 ・重度（知的や肢体、重心）の方が利用できるところがない。 ・日数が取れない。 ・日中活動場所の不足感が否めないのと、宿泊系サービスも空床型や常設型で利用頻度は全く異なる為、既存である事業所数以下の利用感となっている。 ・強度行動障がい、難病（ALS 等々）の人たちの居場所がない。		
今後の方策への意見	・施設の代わりになるものとしてグループホームが最適と考え、短期入所の指定を取りやすくする。 ・みんなが休みたい時間に「働く」「支援する」というハードルもあり、事業としてやっていくのは大変だなと思う。		

重度障害者等包括支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	8	2	0
現状への意見	・日中活動場所の不足感が否めない。 ※令和８年６月１日時点で、千葉県内には当該サービス提供事業所がありません。		
今後の方策への意見	※「今後の方策への意見」については、記述がありませんでした。		

施設入所支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	10	1	0
現状への意見	・市内の入所施設を希望する保護者が多数いる。 ・他市に求めるのではなく、生まれ育った地元に施設があると良い。 ・空きがない。		
今後の方策への意見	・国は「箱モノは作らない」と言っているため、市外の既存の施設のサテライトのようなものを作る。 ・強度行動障がいや、医療的ケアを必要としている人たちの居場所が必要だと感じている。 ・家族ではなく、社会が見る仕組みが必要。		

今後の方策への意見	・強度行動障がいについては、暮らしの場支援会議に参加できる、市の体制作りは急務と感じている。 ・ALS 等難病系の医療的ケアを必要とする人たちへの介護を「家族から社会へ」としていく。 ・行政・医療・福祉が連携し、短期入所も含め「住んでいる地域」での「暮らしの場」の課題がある。

自立訓練（機能訓練）	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	8	1	0
現状への意見	・市内には事業所がないため、他市にお願いすることがある。 ※令和８年６月１日時点で、市内には当該サービス提供事業所がありません。		
今後の方策への意見	※「今後の方策への意見」については、記述がありませんでした。		

自立訓練（生活訓練）	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	9	1	0
現状への意見	・精神障がいのある人の利用が中心だと感じる。 ・障がい特性によって、利用が分かれる。 ・他市にお願いすることがある。 ・市外の施設を利用している人が多い。		
今後の方策への意見	・精神と知的のすみわけが必要だと思う。		

宿泊型自立訓練	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	8	1	0
現状への意見	・数が少なく対象者が限定されているように感じる。 ・市内には事業所がないため他市にお願いすることがあるが、受け入れが難しい場合もある。		
今後の方策への意見	・利用のハードルを低く。		

就労移行支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	1	8	1
現状への意見	・営業に来る事業所が多く、「お客様獲得のイメージ」になってしまう。 ・充実していると感じている。		
今後の方策への意見	※「今後の方策への意見」については、記述がありませんでした。		

就労継続支援A型	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	1	9	0
現状への意見	・就労内容が限定的である。 ・就労支援系は増える一方であり、利用者を各事業所が取り合う形となっている。それぞれ特色が出ているのであれば良いが、似たような作業内容であるなら差別化されず、将来的に淘汰されていくのではと思われる。 ・身体の方が利用できるところが少ない（施設外が多い）。 ・週5条件がほとんどだが、週3のニーズが増えている。 ・A型から一般就労や、一般の障がい者枠での就労に繋がりにくい。 ・在宅ワークが不透明。		
今後の方策への意見	・市内のA型事業所は清掃や軽作業に限定されている。 ・事務を希望する人の行き場がない。 ・一般就労への継続支援が必要だと感じている。		

就労継続支援B型	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	0	6	4
現状への意見	・支援の質に課題がある。 ・知的障がい、身体障がいに対応できる事業所が少ない。 ・今後の事を考えると、花の実園等の定員枠が増えるといい。 ・就労支援系は増える一方であり、利用者を各事業所が取り合う形となってしまっている。それぞれ特色が出ているのであれば良いが、似たような作業内容であるなら差別化されず、将来的に淘汰されていくのではと思われる。 ・工賃の高い（7～8万円/月）事業所が増加していて、A型のように雇用契約が無く短時間で同等のお金が発生しており、大手が数を増やし囲い込みしている。		

今後の方策への意見	・一部生活介護化されている。送迎や昼食の提供、在宅など B 型本来のあり方の見直しや整理が必要。 ・身体障がいの方の送迎などが充実すると良い。 ・在宅就労支援を行う場合の支援内容の確認。 ・相談支援専門員のモニタリング時に、きちんと確認するよう通知を出す。 ・相談支援+就労継続支援 B 型+共同生活援助+日中一時支援+居宅介護+訪問看護のようにパッケージ化して提供している事業所がみられる。一般就労への就労支援が必要。

就労選択支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	2	8	0
現状への意見	・児童に対する学校との連携、日程調整などにばらつきがある。 ・始まったばかりという事もあり、制度の仕組みがうまく機能していないように感じている。 ・今までの就労アセスメントと変わらない使い方だと感じている。		
今後の方策への意見	・特別支援学校の職員に、1 年生の時から積極的に選択支援を利用してほしいと感じている。		

就労定着支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	1	7	1
現状への意見	・就労移行支援事業所が就労定着支援をやらないところに利用者の不安があるように感じる。		
今後の方策への意見	・就労移行支援事業所と就労定着支援が同じ事業所で関われると良い。		

自立生活援助	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	5	5	0
現状への意見	・相談支援専門員のシャドーワークの解消になっている。 ・事業についての認知がなされていない。		
今後の方策への意見	・基幹相談支援センター等の研修会で事業についての説明を行う。		

共同生活援助（グループホーム）	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	6	5	0
現状への意見	・事業所の数よりも質の問題がある。 ・母数が増えていくのはありがたいが、支援力・専門性にやや課題があるように感じている。 ・重度の方が利用できるグループホームが少ない。 ・日中サービス支援型が増えるといい。 ・包括型でも世話人が細やかなケアをしてくれると良い。 ・重症心身障がいや、重度の知的障がいがある人など、重度障がいのある人が利用できるところがない。 ・意思がはっきりしている方、難病の方の受け入れ事業所が少ない。 ・状況により契約時のサービス提供と異なることがある。 ・アパートタイプのグループホームが見つかりづらい。 ・女性が利用出来るグループホームが不足していると感じている。 ・介護包括型はそこからアパート暮らしへつなぐのではなく、相談支援+就労継続支援Ｂ型+共同生活援助+日中一時支援+居宅介護+訪問看護のようにパッケージ化して提供している事業所が多くみられる。日中支援型は施設入所支援の代替として必要だが、職員への重度障がい者に対する研修や、知識の共有が必要。		
今後の方策への意見	・地域の理解が得られるような活動ができると良い。 ・箱（建物）以外に支援力のある世話人がいるところが増えてほしい。 ・専門職としての対応の仕方に疑問がある。 ・介護包括型について、東京都が先駆的に行っている「期限付きの共同生活援助」が必要。		

児童発達支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	1	9	2
現状への意見	・本来のサービスの在り方、主旨について、保護者の理解が必要。 ・保護者同伴の事業所が多く、送迎付きの長時間がない。 ・身体障がいのある子の受け入れ可能な事業所が少ない。 ・地域的な偏在といった点では不足していると感じる部分がある（希望する内容を行っている事業所が自宅から遠く、送迎困難又は事業所の送迎エリア外といった課題）。 ・事業所数は足りているが、保護者のニーズにマッチしていない。 ・定員割れが出始めている。		

今後の方策への意見	・早期発見早期の手立ては大事であるが、幼児教室の代わりにならないよう対象者を絞ってほしい。 ・保育所、こども園、幼稚園と併用している方が多いので、どのように連携を図るか考えていく必要がある。 ・少子化による廃業が今後発生する。医療的ケア児の行き場の確保。

放課後等デイサービス	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	3	8	2
現状への意見	・事業所数は十分であると思われるが、希望の日数通えない子もいる。 ・数は多いがニーズが高いので不足している。 ・重症心身障がい児と一般の中間がない（身体一種2級の児の事業所が少ない）。 ・医療的ケア、重症心身障がい、強度行動障がいの子たちの支援事業所が圧倒的に少ないと思う。 ・時間、送迎など対応できない時がある。 ・長期休みの時の時間延長がない。 ・サービス提供時間が短く、就労している家庭に対応しきれない。 ・地域的な偏在といった点では不足していると感じる部分がある（希望する内容を行っている事業所が自宅から遠く、送迎困難又は事業所の送迎エリア外といった課題） ・定員割れが出始めている。		
今後の方策への意見	・放課後児童会との連携やすみわけができると良い。 ・やりたい、対応したいと思っている事業所は勉強していると思う。 ・少子化による廃業が今後発生する。医療的ケア児の行き場の確保。		

居宅訪問型児童発達支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	8	3	0
現状への意見	・利用者が複数の事業所から選択できる状況にあるとよい。		
今後の方策への意見	※「今後の方策への意見」については、記述がありませんでした。		

保育所等訪問支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	2	10	0
現状への意見	・事業所が報酬目的で訪問回数を重ねており、本来の目的から逸脱している。 ・学校によっては理解が得られず、連携が図れていない。 ・事業所によって支援内容や質に差がある。 ・複数の事業所から選択できる状態であるとよい。		
今後の方策への意見	・訪問のルール決めがあると良い。		

地域移行支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	4	5	0
現状への意見	・対象者が少ないため充足度がわからない。 ・市民がどのくらい長期入院しているかが分からない。		
今後の方策への意見	・病院や施設、保護施設、矯正施設での対象者の抽出が先決。地域生活定着支援センターとの連携ができると良い。 ・生活保護を受給している方で、1 年以上入院をしている人の定期病状報告を受けるときに、障がい福祉課にも共有すると良い。 ・退院の希望があるか委託相談事業所とケースワーカーが訪問する。 ・市長同意で医療保護入院している人で、長期入院又はその可能性のある人に会いに行き、退院の希望があるかを委託相談支援事業所とケースワーカーが聞き取りをする。		

地域定着支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	4	5	0
現状への意見	・対象者が少ないため充足度がわからない。		
今後の方策への意見	・病院や施設、保護施設、矯正施設での対象者の抽出が先決。 ・地域生活定着支援センターとの連携ができると良い。		

計画相談支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	8	2	0
現状への意見	・登録人数はそれなりにいるが、実働が少ない。事業所が増えるといい。 ・自法人の利用者のみが多く、他の相談支援の負担が大きい。 ・空き事業所が見つかりづらい。 ・つなげられる施設、事業所が少ない。 ・18 歳以降の移行先がなかなか見つからない。 ・モニタリングの際、時間に制限なく話続ける人や、頻回に電話をしてくる人への対応をしている。		
今後の方策への意見	・報酬単価の引き上げや、市独自の加算が必要。 ・事業所が柔軟に対応できるようにしていく。 ・機能強化加算の共同での取得やその他加算を周知するための研修会を行う。		

障害児相談支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	9	2	0
現状への意見	・登録人数はそれなりにいるが、実働が少ない。事業所が増えるといい。 ・自法人の利用者のみが多く、他の相談支援の負担が大きい。 ・セルフプラン率が高い。 ・去年は近隣市でも重症心身障がい児を受け入れている放課後等デイサービスの閉鎖が相次ぎ支援が大変だった。 ・なかなか利用できない方がいる。		
今後の方策への意見	・報酬単価の引き上げ。 ・事業所が柔軟に対応できるようにしていく。		

移動支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	12	1	0
現状への意見	・本来の余暇活動ができているのか疑問。 ・期間限定とはいえ通学・通所にヘルパーがとられているように見える。 ・事業所も少ないうえに、受け入れてくれるケースも少ない。 ・状況に応じた、通学、通所支援で利用できない。 ・職員不足で対応できないと良く断られる。 ・長時間、休日利用ができない。		

現状への意見	・「週末の余暇支援」を希望する声を聞いているが、移動支援や日中一時支援を活用できないケースが多すぎる。
今後の方策への意見	・人員不足。 ・通学にあたっては学校側での対策をして欲しい。 ・報酬単価の引き上げが必要。 ・片道の利用時には往復分の請求をできるようにする等。 ・他市を参考に、ガイドヘルパーを増やすための取り組みを市が行う必要がある。 ・賃金を上げる等の経営を行うに当たって、必要な要素が無いと担い手は増えない。

日中一時支援	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	ＩＩ	Ｉ	Ｉ
現状への意見	・土日のこどもの預かりが少なく困っているということを保護者から聞く。 ・保護者が就労中の家庭で、児童発達支援利用後に引き続き預かってもらえる事業所があればとの声が聞かれる。 ・児童が利用できるところがなく、探している。 ・職員不足で対応できないと良く断られる。 ・事実上の日中一時はないと感じる。 ・成人の余暇活動として、報酬の改善が必要だと思う。 ・「週末の余暇支援」を希望する声を聞いているが、移動支援や日中一時支援を活用できないケースが多すぎる。 ・事業所選びに際し、まず「預かり時間の長さ」を考えざるを得ないケースもあるが、日中一時支援との併用でそのあたりが解消すれば、よりきめ細かな利用者と事業所とのマッチングが可能になるのではないか。		
今後の方策への意見	・人員不足。 ・報酬よりも人件費が上回っているため報酬単価の引き上げ。 ・報酬（職員の給与面）が理由でできない事業所も多いはず。 ・賃金を上げる等の経営を行うに当たって、必要な要素が無いと担い手は増えないだろう。 ・法定サービス以上に運営面で厳しい状況にあるため、事業所が縮小傾向にあると話を聞く。サービス提供事業者が安定的に事業を継続できる報酬体系を整備することも充足度改善に向けた方法の一つではないかと考える。 ・児童の日中一時が欲しい。		

地域活動支援センター	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	5	3	0
現状への意見	・入浴ができる日が限られている。 ・医療行為によっては利用ができない。 ・精神障がいのある人の利用が多く、特にⅡ型は本来の利用目的とは異なっている。		
今後の方策への意見	・市内にもう１箇所、精神障がいに特化した地域活動支援センターが欲しい。 ・賃金を上げる等の経営を行うに当たって、必要な要素が無いと担い手は増えないだろう		

訪問入浴サービス	市内事業所の充足度		
	不足していると思う	十分だと思う	過多だと思う
	7	2	0
現状への意見	・ニーズは多いので対応が難しい、対応できるところが見つからない。 ・病状の変動のある人が対象となっているため、安定した提供ができていない。 ・医療行為によっては利用ができない。 ・児童の利用できる時間に空きがない。 ・生活介護や放課後等デイサービス等で「入浴」「清潔」をカバーするのには限度がある。 ・訪問入浴サービス以外のサービスを展開している事業所もあるが、職員が不足している事もあり、利用が困難な状況である。		
今後の方策への意見	・キャンセル料の代わりとなるものがあると良い。 ・リフターなど導入しない家庭も多い。ほかの家族が入浴しづらくなるため大規模な改修もできない。家で入浴できない人、入れることができない人のために訪問入浴以外も考えるべきではと思う。 ・賃金を上げる等の経営を行うに当たって、必要な要素が無いと担い手は増えないだろう。		

基幹相談支援センターへの意見

・相談支援専門員間の交流が確立され連携の強化が図られつつある。今後は困難ケースの対応を中心にスキルの向上を目指した地域の体制つくりができるとよい。
・基幹相談支援センターと相談支援事業所での一般相談の区分けが難しい。
・他市が援護している障がい者のサービス提供（状況）について、援護地との情報共有や連携を図る必要がある。
・今年度から個別の相談を受けるようになっているが、まだ周知されていない。
・協議会の事務局などの業務について、市役所との役割分担の調整が必要。
・市内事業者が参加可能な研修や交流会の開催や、情報発信があり大変助かっている。
・情報共有等で横のつながりとしての連携構築が図れていると思う。
・困難ケース検討委員会や研修を定期的に開いていただき、地域の中心となっている。困った時には相談し、的確な助言や支援をいただけるので、心強い。
・一人体制のところでは、支援の方向、やり方で行き詰まる事が多いので、支援の方向の確認、地域資源の情報など、いつも相談させていただいているので、大変助かっている。
・専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応を行うとともに、関係機関との連携を促進し、相談支援体制を強化して欲しい。
・基幹センターも少ない人数で膨大な業務をこなしつつ、地域の体制づくりに尽力いただいているので、今後も安定的に業務を継続できるよう、市には人材確保や運営面などにおいて一層強力な支援をお願いしたい。
・困難事例ワーキンググループなども始まり、ネットワークの構築やスキルアップの助けにもなっている。今後も、相談させていただくためにも基幹相談支援センターが長く続くと良い。

地域生活支援拠点等への意見

・拠点コーディネーターの配置は必須かと考えるが、障害福祉サービス未利用等の要支援者の突発的な対応に苦慮すると考えられる。8050 問題、未受診の精神障がい者等も関わってくる可能性が考えられる。基幹や拠点コーディネーターに丸投げとなると支援者の孤立につながる為、かかわりのある連携機関(教育機関，医療機関，保健所，警察，高齢者相談センターなど)にも事前に拠点システムの目的や仕組みを知っておいていただく必要がある。
・緊急一時、短期の利用にあたり、利用者情報の作成、リスト化や、現状、利用を必要としていない方にも積極的に働きかけるなど、受け入れ態勢の取りやすい環境があると良い。
・まずは事前登録を進め、拠点コーディネーターが配置されたら、登録者のモニタリングを行う。24 時間の電話対応については、虐待防止センターで受けることが現実的。
・緊急時の受け入れ先の確保が必要。
・相談者の緊急短期入所で拠点登録事業所へ問い合わせたが、通常予約・利用により空きが無く緊急が受け入れられないと対応された。現状では拠点としての意味を成していないように感じている。
・ホームページ上での情報と実際の受け入れ状況に大きな差があると感じている。障がい者にとって、ほぼすべての事を支援出来るシステムだと感じているので発展していくと良い。

・正直どういう動きになるかまだわからないが、やはり緊急対応の時もあるので、地域には必要だと思う。
・昨年度の「ならとも拠点システム」協議・検討への参加を通じて地域の切実な福祉課題であることを実感した。住宅や高齢者の施策とも密接に絡んでいる問題だと思うので、協議会と連携して取り組みを進めていくことが大切だと感じている。
・地域課題の共有・解決に向けて、力強く活動している。
・「親なき後」を見据え、居住支援のための機能である相談、体験機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりをして欲しい。
・事業所の枠を超え、シームレスな支援体制を構築することで、障がいのある方がより豊かに生活できると思う。

強度行動障がいのある人への支援についての意見

・利用できる事業所、人材が少なく、家族が昼夜問わず対応していることが殆ど。地域全体で強度行動障がいに対する理解・知識が不足している可能性が高いと考えられる。支援者だけに限定するのではなく、地域に向けて情報発信をしてみる等の取り組みも必要と考える。
・施設、グループホーム、日中活動の事業所が少ない。
・短期入所を利用したくても、なかなか利用できない（特に長期利用が難しい）。
・送迎の利用が難しい。
・対応できる事業所が少ないので、どこかが息切れしないか心配になることが多い。
・職員の対応能力もあるが、メンタルサポート含め相談員、又は市が関係者会議などで様子をしっかり聞き取りサポートや助言をしてくれるような対応（スーパーバイズ）があるといい。目の前の利用者に対しての助言が欲しいのかなと思う時がある。
・日中活動先や宿泊先等の支援については現状資源不足と言わざるを得ない。グループホームは増えているものの、重度障がい者への対応が行えるところは限られており解決する見込みは無い。
・協議会などで市内の現状について情報共有する機会を持てると、より課題を認識しやすくなるのではないかと思う。
・環境に左右されやすく、集団行動が苦手な利用者に対し、限られた資源、環境で対応していくのはなかなか難しい状況であり、短期入所、グループホームなどでも、その状況に大きな差はなく、利用出来なくなるケースが多くある。理解のある事業所が少しでも増えると良い。
・ソフト面、ハード面で違いがあるので、上手く対応できている事業所のやり方を学びたい。
・強度行動障がいの方を受け入れるためには、ハード面の充実が不可欠。それを事業者任せにするのではなく、行政からの補助等の支援を充実させてほしい。
・暮らしの場支援会議への参加。

高次脳機能障がいのある人への支援についての意見

・強度行動障がいと同様に医療と福祉、医療と就労支援・労働との連携が重要と考えるが、地域のネットワークが十分に構築されているとは言い難い。
・強度行動障がいと同じように、理解促進や支援につながる『高次脳機能障害支援基礎研修』などの市オリジナルの研修等があると人材育成・質の向上の一役を担うと考える。
・どのサービスも、受け入れてもらえる事業所が少ない。
・専門的に支援できる体制、地域資源が不足している。
・協議会などで市内の現状について情報共有する機会を持てると、より課題を認識しやすくなるのではないかと思う。・高次脳機能障がいの利用者がいないので支援体制、地域資源について考える事などがなく、前年度、そういう障がいがある事を知り、数名ではあるが、研修に参加し、知識を得ている最中である。
・リハビリが必要な方へ、維持のリハビリや福祉用具の導入など、対応できる施設（就労移行支援など）が少ないこともあり難しい。
・千葉県千葉リハビリテーションセンターとの連携強化。

医療的ケア児者・重症心身障がい児者に対する支援についての意見

・学校は勉強だけではなく、様々な経験を経て社会性を身につけることが出来るため、通学や授業を受ける際に、オンラインの充実に加え、体験の場が増える方法を考えていきたい。
・18 歳到達以降の利用の場、日中の居場所も少ないため充実化を図る必要がある。
・専門的に支援できる体制、地域資源が不足している。
・対応できる障害福祉サービス事業所が少なく、他市の事業所を利用している場合が多い。
・生活介護で入浴も行ってくれる事業所や、送迎をしてくれる事業所が少ない。
・利用できる放課後等デイサービス事業所が少ない。
・設備、物品（姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置など）を揃えるのに費用がかかるので、一人だけやってみる、対応してみる、というのは難しいと思う。姿勢保持装置の貸し出しシステムなどがあるといい。
・やってみようと思っている事業所は、教えてほしいと聞いてくれるので、そういう事業所が増えていくといい。
・少しでも多くの人を受け入れられる様、大きな施設を作り対応しようと頑張っている法人もあるが、利用者がなかなか集まらず経営が厳しいと言っている施設もあるので、体制など応援出来る事があればと考えている。
・新たに医療的ケア児や重症心身障がい児となった家庭数を把握できるよう、妊娠中から全数把握している母子保健分野と、障害福祉分野が日常的に連携できる仕組み作りが必要だと思う。そうすることで地域資源がどのくらい必要なのか、どのようなサービスが必要なのか、ニーズに即したサービスの構築ができると思う。
・支援を必要とする方の身近な所で、利用しやすい事業所が増えて支援体制が整備されていくことで、本人の将来を考えた時に、より安心して生活できる環境になるのではないか。
・市内に対応できる病院が増えると良い。
・長期に入院する場面が多くみられ、事業所の経営を圧迫している現状がある。

（2）強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人の受入状況等を把握し、今後の支援を明確化するためのアンケート

① 実施対象者

・生活介護事業所
・就労継続支援Ｂ型事業所
・共同生活援助（グループホーム）

② 回収結果

調査票配布事業者数	回収数	回収率
39 事業所（29 事業者）	26 事業所（19 事業者）	66.7%（65.5%）

③ 受入状況等

1．強度行動障がいのある人を受け入れたことはあるか

受け入れたことがある	9 事業所
受け入れたことはない	17 事業所

2．高次脳機能障がいのある人を受け入れたことはあるか

受け入れたことがある	5 事業所
受け入れたことはない	21 事業所

3．受け入れた時、対応に苦慮したこと等はどのようなことか

・強度行動障がいのある利用者を受け入れるにあたり、適切な支援体制の確保と安全面・設備面の整備において非常に苦慮する。
・基本情報と現状の支援の差が大きく、コミュニケーションを図るのが難しい。
・思い通りにならないと自傷をしてしまう。
・本人の負担になりすぎないように介助や対策を考えた。
・注意の仕方や本人のストレスによって、物を投げる等の行為があるため、暴れた際の、身体拘束と虐待防止法と職員の身を守るという行為の境界線が難しく思う。
・主に統合失調症や双極性障がいの利用者が多いため、当該利用者が他の利用者とのかかわり方に戸惑い、馴染むのに時間がかかった。・服薬を含めた医療との連携に関して、ご家族の理解を得ることに苦慮した。

・当該利用者が不安定になり他害行為に発展した時に、通常使用している居室一室のみで対応しているので、周囲にいる利用者への影響が大きい。
・頻繁ではなかったが、周囲の人間（利用者・職員・一般の方）への突発的な暴力行為（掴みかかる、殴る・蹴る・噛みつく等）が見られたため、リスク管理のため、職員の人員配置や就労時の作業班分けなどに工夫が必要だった。最終的には、送迎も含めて関わる職員を限定して、他の利用者とは通所時間や部屋を分けるなどし、マンツーマンに近い対応をとったが、その分、他の利用者に対する支援が薄くなる等のジレンマもあった。
・現在、当事業所を利用している強度行動障がいの方は他害行為が見られ、対象が女性となっている為、男性のみの作業グループ所属とし、休憩時間等も男性職員がほぼ一対一で対応している。
・強度行動障がいを有する利用者が複数名いる環境下のため、対応できるように人員配置は組んでいたが、4月になり、新しい環境に入ってきたことで動きの読めない行動が多く表出したり、他利用者に対する予期せぬ行動などもあり、職員の更なる人員拡充を図らざるを得ない状況となっている。また、定員と同数の利用者を受け入れると、利用者の安心・安全の担保が困難となる可能性が高いことから、定員（上限）を埋めることが難しいと考えている。その為、支援的な視点としてはあるべき対応ではあるものの、経営的な視点では満員に出来ない環境にある為、市の方で強度行動障がいを有する方の受け入れを積極的にしている施設への助成などを検討いただきたい。
・相談員が多くの情報を隠してグループホームに任せっきりにしたこと。
・問題行動をグループホーム外で起こしても、フォローがグループホームに委ねられている。
・援護地で適切なサービス受給がされていない。
・感情のコントロールが難しくなることから、できるだけ行動のルーチン化ができるように支援した。
・今まで携わってきた人から指示されないと動くことが出来ない利用者について、施設利用時も本人が常に指示待ちとなるので苦慮している。

4．どのような工夫、取り組み等があれば受け入れがしやすくなるか

・事業所内、施設の設計の見直し。
・安全対策のため壁やガラスの補修や強化、保護空間の確保などハード面で整備が必要になる。
・本人が落ち着ける場所・環境が必要である。興奮してしまい、他害行為の恐れがある場合に過ごせる部屋・場所があると多少は受け入れがしやすくなる。
・本人が不穏な状態の際に、居宅やグループホーム等で安心して休むことのできる体制が整えられていること。
・居室を複数使用しての対応ができると受け入れやすい。
・周囲に投げやすい物を置かない等の工夫をする。
・該当利用者との関係性強化と発症のパターンを理解する。
・発症前段階で落ち着かなくなる等の予兆があるため、事前の頓服薬は効果がある。
・定期的な通院による診察・治療が行われており、必要な服薬調整や管理が行われていること。

・強度行動障がいに対応できるスタッフの確保。
・利用者との調整。
・強度行動障がい・高次脳機能障がいに対する知識・支援スキルを有した人員の配置と障がい特性に応じた職場環境の柔軟な調整が出来る状況が整っていること。
・管理者やサビ管が強度行動障がいや高次脳機能障がいを理解し、かつ個々の利用者に対してどのように支援を行えばストレスが軽減されるか細部に至るまでアセスメントをし、その支援方法を各スタッフに正確に伝え、スタッフがその支援内容を理解し、実際の支援に繋げていければ受け入れがしやすくなると思う。
・障がい特性等について専門的な知見を持った相談支援専門員等による本人に対する適切な「アセスメント」が行われており、事業所へも資料として提供されること。
・他業種との連携を密にして支援方針を共有して方向性を合わせる。ご家族との理解を重ねる為の機会を多く持つ。
・強度行動障害支援者研修を受けている人材がいないので加算は取れず、また、受けていたとしても人員配置が足りなくなる恐れがある。その懸念点を解消して欲しい。
・開設からまだ経験が浅く、研修などが必要。
・介護サービス包括型については、日中の支援体制が必要だと思う。
・利用開始時に当該利用者の通院先ワーカーから本人へのアセスメントや日常の困りごとについて説明を受けていたため、支援に活かすことができた。
・当方では受入時点で強度行動障がい・高次脳機能障がいは考慮せず、個別の適応状況から受入可否を判断している為、連続 30 日の体験利用を適用している。連続 3 カ月程度まで伸ばせるとより実態に近い運用が出来ると思う。

(3) 難病患者等の現状と今後の方策についての意見を把握し、支援を明確化するためのアンケート

① 実施対象者

・難病相談支援センター

・千葉県難病団体連絡協議会

② 現状と意見

1. 利用したいサービスは何か

・居宅介護　・重度訪問介護　・療養介護　・生活介護　・短期入所
・重度障害者等包括支援　・施設入所支援　・共同生活援助（グループホーム）
・計画相談支援

2.「難病患者の方の受入可能な事業所」として少ないと感じる障害福祉サービスは何か

・施設入所支援　・共同生活援助（グループホーム）

3. 難病患者の方が総合支援法の対象である（障害福祉サービスを利用できる）ことへの周知について

	十分であると思う
○	不足していると思う

4. 就労先や利用している障害福祉サービス事業所であると良いと思う支援や配慮は何か

○	体調が悪くなった時などに休憩できるスペース
	就労先や事業所職員が、病状に対しての理解ができるような研修等
	就労先や利用している事業所の設備について、可能な範囲での改善、対応
	トイレの利用や業務がしやすい動線（スペース）、席の確保
○	その他　（意見：外部の相談員）
上記のあると良いと思う支援や配慮の具体的な内容について	・仕切りのある休憩スペース

5. 障害福祉サービスで今後必要だと思われる支援等について

・介護保険より利用方法が難しいと感じている。
・8050 問題等、本人やサポートする方の手続能力が低くなっている印象があるため、制度へのアクセスのしやすさも課題なのではないかと感じている。

（4）障がい者団体の活動内容の現状課題及び障害福祉サービスをはじめとする障がい施策への意見を把握するためのアンケート

① 実施対象者

市内各障がい者団体

② 回収結果

調査票配布団体数	回収数	回収率
10 団体	10 団体	100%

③ 現状と意見

1. 利用したい障害福祉サービスは何か（介護給付）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
居宅介護	○		重度訪問介護	○	○
同行援護	○		行動援護		○
療養介護			生活介護	○	○
短期入所	○	○	重度障害者等 包括支援	○	○
施設入所支援	○	○			

2. 利用したい障害福祉サービスは何か（訓練等給付）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
自立訓練 （機能訓練）	○		自立訓練 （生活訓練）		
宿泊型 自立訓練		○	就労移行支援		○
就労継続支援 Ａ型		○	就労継続支援 Ｂ型	○	○
就労選択支援		○	就労定着支援		
自立生活援助			共同生活援助 （グループホーム）	○	○

3. 利用したい障害福祉サービスは何か（障害児通所支援）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
児童発達支援	○	○	放課後等 デイサービス	○	○
居宅訪問型 児童発達支援	○		保育所等 訪問支援		○

4. 利用したい障害福祉サービスは何か（地域相談支援）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
地域移行支援		○	地域定着支援	○	○

5. 利用したい障害福祉サービスは何か（計画相談支援・障害児相談支援）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
計画相談支援	○	○	障害児 相談支援	○	○

6. 利用したい障害福祉サービスは何か（地域生活支援事業）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
移動支援	○	○	日中一時支援	○	○
地域活動 支援センター	○	○	訪問入浴 サービス	○	

7. 不足していると思うサービスは何か（介護給付）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
居宅介護	○	○	重度訪問介護		○
同行援護	○		行動援護		○
療養介護			生活介護		○
短期入所	○	○	重度障害者等 包括支援		
施設入所支援	○	○			

8. 不足していると思うサービスは何か（訓練等給付）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
自立訓練 （機能訓練）	○		自立訓練 （生活訓練）		
宿泊型 自立訓練		○	就労移行支援		
就労継続支援 Ａ型			就労継続支援 Ｂ型	○	○
就労選択支援			就労定着支援		
自立生活援助		○	共同生活援助 （グループホーム）	○	○

9. 不足していると思うサービスは何か（障害児通所支援）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
児童発達支援			放課後等 デイサービス		
居宅訪問型 児童発達支援	○		保育所等 訪問支援		○

10. 不足していると思うサービスは何か（地域相談支援）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
地域移行支援		○	地域定着支援	○	

11. 不足していると思うサービスは何か（計画相談支援・障害児相談支援）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
計画相談支援	○	○	障害児 相談支援		

12. 不足していると思うサービスは何か（地域生活支援事業）

	身体障がい	知的障がい 精神障がい		身体障がい	知的障がい 精神障がい
移動支援		○	日中一時支援	○	○
地域活動 支援センター	○		訪問入浴 サービス	○	

13. 受入可能な事業所が「少ない」又は「増えると良い」と思う障がい種別（特性）は何か

○	重度障がい（障害支援区分が５以上の方）
○	医療的ケア
○	強度行動障がい
○	高次脳機能障がい
	車いす利用者
○	その他　（意見：手話通訳者がいる事業所）

14. 就労先や障害福祉サービス事業所であると良いと思う支援や配慮は何か

○	体調が悪くなった時などに休憩できるスペース
○	発達障がいのある人（子）のクールダウンスペース
○	就労先や事業所職員が、障がい特性に対しての理解ができるような研修等
○	就労先や利用している事業所の設備について、可能な範囲での改善、対応
○	車いす使用者や歩行が困難な人などが作業しやすい動線やスペースの確保
○	その他
上記の具体的な内容や、「その他」への意見	・手話通訳の配置。 ・きこえない、きこえにくい人に対して、筆談や身振り、ゆっくり口話する等の理解。 ・上手くできなかった際に、再度チャレンジできる環境があれば自信がついてくると思う。 ・高齢障がい者や発達障がいなど、障がい種別や状況に応じ、個別の相談員をつけてほしい。 ・オストメイト用トイレの拡充。 ・形式的な研修ではなく、実質的な研修等について、市や県から施設への指導や報告聴取をしてほしい。 ・高校卒業後の余暇支援的なものが少ないので、今後増えると良い。

上記の具体的な内容や、「その他」への意見	・将来、高齢になり、本人の入院時に付き添う障害福祉サービスが必要（現行サービスで足りるか不安）。

15. 障害福祉サービスで、今後必要だと思われる支援等についての意見

・施設で働く世話人等の報酬アップ、施設への援助が必要だと思う。
・県担当課との情報交換の上、施設への指導をお願いしたい。
・強度行動障がい、最重度障がい、医療的ケアなど、人手を要する人への支援を家族のみが負担するような仕組みは改善していく必要がある。
・共働きが増える中、障がい児の登校支援が必要。

2−3. 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標の実績

「第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」で設定した成果目標ごとの実績は以下のとおりです。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	設定した目標値（令和8年度末）	実績（令和6年度末）	実績（令和7年度末）
施設入所から地域生活への移行者数	12人	1人	1人
施設入所者数	99人	107人	109人

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	設定した目標値（令和8年度末）	実績（令和6年度末）	実績（令和7年度末）
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数（1年あたり）	1回	1回	1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（1回あたり）	38人	13人	15人

	設定した目標値 （令和8年度末）	実績 （令和6年度末）	実績 （令和7年度末）
うち、保健関係者	1人	0人	0人
うち、医療関係者（精神科）	14人	1人	1人
うち、医療関係者（精神科以外）	2人	1人	3人
うち、福祉関係者	15人	11人	11人
うち、介護関係者	3人	0人	0人
うち、当事者または家族	3人	0人	0人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数 (1年あたり)	1回	1回	1回
精神障がいのある人の 地域移行支援の利用者数 (1月あたり)	3人	1人	1人
精神障がいのある人の 地域定着支援の利用者数 (1月あたり)	1人	0人	0人
精神障がいのある人の 共同生活援助の利用者数 (1月あたり)	134人	110人	138人
精神障がいのある人の 自立生活援助の利用者数 (1月あたり)	2人	1人	1人
精神障がいのある人の 自立訓練（生活訓練）の利用者数 (1月あたり)	34人	16人	43人

成果目標3 地域生活支援の充実

	設定した目標 （令和8年度末）	実績 （令和6年度末）	実績 （令和7年度末）
地域生活支援拠点等の 機能の充実を図る	充実を図る	専門的人材の確保養成のための研修（高次脳機能障がいのある人への支援）を実施	専門的人材の確保養成のための研修（医療的ケア児者への支援）を実施
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等との緊急時の連絡体制の構築	体制の構築を図る	登録事業所との意見交換会を1回開催した	登録事業所との意見交換会を2回開催した

	設定した目標 （令和8年度末）	実績 （令和6年度末）	実績 （令和7年度末）
地域共生協議会において 年1回以上運用状況を検証 および検討する	実施	実施	実施

障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据えた居住支援のための地域生活支援拠点等（ならとも拠点システム）を令和5年4月に整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めています。

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

	設定した目標値 （令和8年度末）	実績 （令和６年度末）	実績 （令和７年度末）
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	43人	42人	34人
うち、就労移行支援事業から一般就労への移行者数	31人	38人	29人
うち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所数	5割	4割以上 5割未満	6割以上 7割未満
うち、就労継続支援（A型）事業から一般就労への移行者数	6人	4人	4人
うち、就労継続支援（B型）事業から一般就労への移行者数	6人	0人	1人
就労移行支援事業等から一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数	29人	31人	7人
就労定着支援事業所ごとの就労定着率7割以上の事業所の割合	2割5分	－	2割9分

成果目標5 障がいのある子への支援の提供体制の整備等

	設定した目標値 （令和8年度末）	実績 （令和6年度末）	実績 （令和7年度末）
地域社会への参加、ソーシャルインクルージョンを推進する体制の構築	実施	実施	実施
重症心身障がい児*を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する	実施	実施 （事業所数） 児童発達支援 →2 事業所 放課後等デイサービス →2 事業所	実施 （事業所数） 児童発達支援 →2 事業所 放課後等デイサービス →2 事業所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の開催	実施	実施（2 回）	未実施
医療的ケア児等コーディネーターの配置	実施	実施 1 カ所（1 名）	実施 1 カ所（1 名）

※「重症心身障がい児」とは、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している児童をいいます。

児童発達支援センターとして「あじさい療育支援センター」を設置しています。「ひまわり発達相談センター」と連携することにより、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図っています。また、これら 2 つのセンターが地域における中核的な支援施設として障害児通所支援事業所などと緊密に連携し、重層的な障害児通所支援等の体制整備を推進しています。

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

	設定した目標値 （令和8年度末）	実績 （令和6年度末）	実績 （令和7年度末）
基幹相談支援センターによる、地域の相談支援体制の強化	実施	実施	実施
地域共生協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取り組み	実施	実施	実施

・基幹相談支援センターりんが、市内計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、委託相談支援事業所との情報交換会等を開催し、地域の相談支援体制の強化を図っている。
・令和 7 年度より、市内計画相談支援事業所（主任相談支援専門員や機能強化型体制加算を取得している事業所）が地域共生協議会（相談支援部会）に参加している。

成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

	設定した目標値 （令和８年度末）	実績 （令和６年度末）	実績 （令和７年度末）
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加者数	９人	11人	12人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有			
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	実施	検討	実施
実施回数	１回	検討	１回

千葉県が実施する各種研修等へ市職員が参加し、障がいのある人が真に必要とする障害福祉サービス等の提供に努めています。

システムによる審査結果の共有に関しては、令和６年度にシステムを導入し、令和７年度より実施しています。

第３章 成果目標

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）について、「第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」の実績と本市の実情を踏まえ、次の事項を定めます。

①目標値又は目標 ②目標達成に向けた取り組み

3−1.福祉施設の入所者の地域生活への移行

<関係する活動指標等>
4−1．訪問系サービス、4−2．日中活動系サービス、4−3．居住系サービス、
4−4．相談支援、第５章 地域生活支援事業

【目標値】

基本指針は、令和７年度末時点の施設入所者のうち、令和 11 年度末における地域生活に移行する人数の目標値の設定についての考え方を示しています。本市では基本指針を踏まえ、目標値を以下のように設定します。

	目標値 （令和 11 年度末）	基本指針（国）の考え方
施設入所から地域生活への移行者数	13 人	令和７年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する
施設入所者数	101 人	令和 11 年度末時点の施設入所者数を令和７年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する

※年度末時点での入所者数の目標値を記載しています。

参考：令和７年度の実績

	実績（令和７年度末）
施設入所から地域生活への移行者数	１人
施設入所者数	109 人

【目標達成に向けた取り組み】

・居宅介護、共同生活援助、相談支援など地域生活を支えるサービスの充実を図るとともに適切なケアマネジメントを行います。
・障がいのある人の障がい特性や多様なニーズに対応できる人材の確保・養成に取り組みます。
・強度行動障がいや医療的ケアが必要な人等、重度障がいのある人の受入可能施設の拡充を図ります。
・共同生活援助については、事業所の開設や、支援の質の確保及び向上に向けた事業所への働きかけを行っていきます。
・日中サービス支援型共同生活援助事業所の開設への働きかけを行っていきます。
・地域移行においては、近隣住民の理解が重要となるため、さまざまな機会を捉えてインクルージョンの理念の啓発に取り組みます。
・障害者支援施設が開設される場合は、入所者への専門的支援や生活環境の向上（強度行動障がいの状態にある人や医療的ケアが必要な人などへの専門的支援、居室の個室化、ユニット化、日中活動の場と住まいの場との分離等）に繋がるよう、事業所へ働きかけます。

3−2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<関係する活動指標>

4-7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針は、精神障がいのある人の地域生活支援の充実及び精神病床からの退院の促進を図ることとし、成果目標として令和11年度における次の5点の目標値の設定についての考え方を示しています。これらについては、いずれも都道府県が実施主体となっています。

【県が実施主体の成果目標】

◆精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数
◆精神病床における 1 年以上の長期入院患者数
◆退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率
◆心のサポーター数
◆住民のこころの状態

本計画では、千葉県が設定した成果目標を達成するための活動指標を設定します。

【市での活動指標】

◆保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
◆保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
◆保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
◆精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数（1 月あたり）
◆精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数（1 月あたり）
◆精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数（1 月あたり）
◆精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数（1 月あたり）
◆精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数（1 月あたり）
◆精神障がいのある人の短期入所の利用者数（1 月あたり）

➢成果目標の達成に向けた活動指標については、
4-7．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（73 ページ）
をご確認ください。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム
精神障がいのある人が地域の一員として自分らしく安心して暮らしていくための、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

3-3. 福祉施設から一般就労への移行等

＜関係する活動指標＞
4-2．日中活動系サービス

【目標値】
基本指針は、福祉施設を利用する障がいのある人のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業（以下「就労移行支援事業等」）を通じて令和 11 年度中に一般就労に移行する人数の目標値の設定についての考え方を示しています。
本市では基本指針を踏まえ、目標値を次のように設定します。

	目標値 （令和 11 年度末）	基本指針（国）の考え方
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	56 人	令和 6 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上を基本とする
うち、就労移行支援事業から一般就労への移行者数	44 人	令和 6 年度の一般就労への移行実績の 1.14 倍以上を基本とする
うち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が 5 割以上の事業所の割合	5 割以上	全体の5割以上とすることを基本とする
うち、就労継続支援（A型）事業から一般就労への移行者数	7 人	令和 6 年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.52 倍以上を目標とする
うち、就労継続支援（B型）事業から一般就労への移行者数	1 人	令和 6 年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.67 倍以上を目標とする
就労移行支援事業等から一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数	46 人	令和 6 年度の実績の 1.47 倍以上とすることを基本とする
就労定着支援事業所ごとの就労定着率が 7 割以上の事業所の割合	2 割 9 分以上	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする
就労選択支援事業所の設置数	5 事業所	協議会の設置圏域ごとに 1 事業所以上設置することを基本とする

参考：令和 6 年度の実績

	実績 （令和 6 年度末）
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	42 人
うち、就労移行支援事業から一般就労への移行者数	38 人
うち、就労継続支援（A型）事業から一般就労への移行者数	4 人
うち、就労継続支援（B型）事業から一般就労への移行者数	0 人
うち、就労定着支援事業を利用する者の数	31 人

【目標達成に向けた取り組み】

障がいのある人が主体的で豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的、経済的に自立することが重要です。そのため本市では、次の取り組みを実施していきます。

・就労選択支援の障がい種別にかかわらない積極的な利用を促すため、就労選択支援を提供できるよう体制の確保や周知に努めます。
・障がいのある人の職場実習の受入れや、関係機関との連携強化、障がいのある人の雇用拡大と就労環境の向上に取り組みます。
・障がいのある人やその家族に向けて、就労定着支援の利用や「障害者就業・生活支援センター」の周知・活用を促すとともに、障がいのある人の能力が発揮できるように支援していきます。
・一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用について、支援の必要性に応じて適切に利用できるよう対応していきます。
・就労に向けた環境整備のため、民間企業を対象とした障がいを理解するための啓発活動のあり方を検討していきます。
・市内の就労系事業所を対象とした意見交換会において、一般就労に向けた情報提供などを行っていきます。
・「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援（A 型・B 型）」及び「就労定着支援」については、地域における障がいのある人の就労支援に関する状況を把握し、特別支援学校や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と就労及び職場定着までの一貫した支援、生活面の相談などについて、連携した取り組みを行っていきます。
・重度障がいのある人については、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握した上で、必要な支援体制の整備について検討していきます。
・就労系障害福祉サービスの提供に当たっては、個々の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、事業所へ働きかけていきます。
・就労移行支援及び自立訓練については、適切な期間で計画的な支援を受けられるよう、事業所へ働きかけていきます。
・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設への発注促進を通じて、工賃等の向上に向けた支援に取り組みます。

3−4. 障がいのある子への支援の提供体制の整備等

＜関係する活動指標等＞

4−5．障害児通所支援、障害児相談支援等

4−6．発達障がいのある人等への支援、第５章 地域生活支援事業

【目標値】

基本指針を踏まえ、令和 11 年度末までの目標値を以下のように設定します。

◆重層的な地域支援体制の構築及び障がいのある子の地域社会への参加・インクルージョンの推進

◆児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保する。

児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保するための事項
ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 イ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ウ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 エ 地域の障がいのある子の発達支援の入口としての相談機能

◆保育所等における障がいのある子の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築する。

◆保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

◆主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所をそれぞれ３カ所以上確保する。

◆医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を開催するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

◆障がいのある子及びその家族への伴走的な相談支援体制を確保する。

【目標達成に向けた取り組み】

・障害児相談支援の質の確保及びその向上を図っていきます。

・相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図ります。

・地域における多様な障がいのある子及びその家族を支援する観点から、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援

を利用していない場合も含め、障がいのある子及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保していきます。

・児童発達支援センターである「あじさい療育支援センター」が「ひまわり発達相談センター」と連携を図り、障がいの重度化や重複化、多様化に対する専門的機能の強化を図っています。また、これら二つのセンターが地域における中核的な支援施設として障害児通所支援事業所などと緊密に連携し、重層的な障害児通所支援等の体制整備を推進しています。児童発達支援センターとしての、さらなる機能強化や支援体制整備については、地域の課題や支援に係る資源の状況を踏まえながら検討していきます。

・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所については、令和 7 年度末現在、児童発達支援事業所が 2 カ所、放課後等デイサービス事業所が 2 カ所確保されています。重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように地域における課題の整理や地域資源の開発などを行いながら、支援体制の充実を図ります。

・「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場」の開催に当たっては、医療的ケア児等支援センターに参画していただき、定期的に開催していきます。

・医療的ケア児等コーディネーターについては、医療的ケア児等に関する総合的かつ包括的な支援の提供を行うため、役割内容も含め、千葉県が実施する、医療的ケア児等コーディネーター養成研修に参加した相談支援専門員などと協議を行いながら配置していきます。

・ライフサポートファイルの活用の推進を通じて、関係する機関の連携の強化を図ります。

医療的ケア児等コーディネーター
専門的な知識と経験に基づき、医療的ケア児等の支援に関わる関係機関との連携を図り、本人の健康を維持しつつ生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための総合調整をするコーディネーター。

ライフサポートファイル
乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで途切れることなく適切な支援を受けられるように、こどもの成育歴や受けてきた支援内容などを記録し管理できるファイル。

3−5. 地域生活支援の充実

＜関係する活動指標等＞

4-3. 居住系サービス、第５章　地域生活支援事業

【目標値】

基本指針を踏まえ、令和 11 年度末までの目標値を以下のように設定します。

◆地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置する。

◆地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置する。

◆年 1 回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

◆強度行動障がいの状態にある人の支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図るため、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。

【目標達成に向けた取り組み】

・地域生活支援拠点等（ならとも拠点システム）の機能充実のため、基幹相談支援センター及び地域共生協議会において研修会や情報交換会を実施します。

・地域生活支援拠点等登録事業所間の連携体制の構築や、情報共有を図るため、今後も連絡会を開催していきます。

・強度行動障がいのある人、医療的ケアが必要な人等、重度障がいのある人を含め、障がいのある人の状況やニーズを把握します。

・基幹相談支援センター、委託相談支援事業所及び計画相談支援事業所の相談支援専門員等や各障害福祉サービス事業所が、障がいのある人の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制等の構築を図ります。

・相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援に繋がるよう、事業所へ働きかけを行います。

・地域共生協議会において、地域生活支援拠点等の検討・評価等を年 1 回以上行います。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

主な５つの機能

①相談（緊急時にサービスの調整等の支援を行う）
②緊急時の受け入れ・対応（緊急時の短期入所等を活用した体制の確保等）
③体験の機会・場（親元からの自立や施設等からの地域移行、一人暮らしの体験の機会や場の提供）
④専門的人材の確保・養成（医療的ケアや行動障がい、重度の障がいのある人への専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の養成）
⑤地域の体制づくり（基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所の相談支援専門員等が、地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築）

3−6. 相談支援体制の充実・強化等

＜関係する活動指標等＞

4-6. 発達障がいのある人等への支援、
4-8. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み、第５章　地域生活支援事業

【目標】

基本指針を踏まえ、令和 11 年度末までの目標を以下のように設定します。

◆基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び地域共生協議会の連携を促進する。
◆基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
◆基幹相談支援センターが地域共生協議会の運営に関わる等により、個別事例の検討を通じて地域における障がいのある人の支援体制の整備に取り組む体制を確保する。
◆セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、望まないセルフプランの件数をゼロにする。

➢成果目標の達成に向けた活動指標については、

4-6. 発達障がいのある人等への支援（71 ページ）
4-8. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み（74 ページ）
第５章　地域生活支援事業（76 ページ）
をご確認ください。

3−7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

＜関係する活動指標＞

４−９．障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

【目標】

基本指針を踏まえ、令和 11 年度末までの目標を以下のように設定します。

・障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みとして、障害福祉サービス等に係る研修その他の研修を活用する。

・障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保する。

➢成果目標の達成に向けた活動指標については、

４−９．障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み（75 ページ）

をご確認ください。

第４章　活動指標

成果目標を達成するために必要なサービスごとの見込量など（活動指標）について、「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」の実績、本市の実情を踏まえ、活動指標について、次の事項を定めます。

① 事業の内容 ②実績と見込み又は見込み ③見込量確保のための方策

下記表の「★」印以外の量の見込みは過去 3 年間の実績を用いた幾何平均にて算出しています。また、「★」印の量の見込みについては各表の下に算出方法を記載しています。

4－1．訪問系サービス

＜関係する成果目標＞

3－1．福祉施設の入所者の地域生活への移行

【事業の内容】

居宅介護

居宅における介護（入浴・排せつ・食事など）、家事（調理・洗濯・掃除など）、通院等介助（通院、官公署等への移動の介助）、通院等乗降介助（車両への乗降の介助）を行う。

重度訪問介護

重度の肢体不自由や、その他の重度の障がいのある人で、常時介護を要する人に、居宅における介護（入浴・排せつ・食事など）、家事（調理・洗濯・掃除など）、外出時における移動中の介護、入院時の支援等を総合的に行う。

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、必要な情報を提供する（代筆、代読を含む）とともに、移動の援護等を行う。

行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人へ、行動する際の危険を回避するための援護や外出支援を行う。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人で、介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供する。

【実績と見込み】

（1月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	利用者数	量の見込み	232人	242人	252人	305人	330人	357人
		実績	244人	260人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	2,013時間	2,065時間	2,118時間	2,326時間	2,432時間	2,544時間
		実績	2,132時間	2,127時間	—	—	—	—
重度訪問介護★	利用者数	量の見込み	20人	24人	28人	24人	26人	28人
		実績	15人	20人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	3,748時間	4,189時間	4,683時間	5,436時間	6,092時間	6,748時間
		実績	3,498時間	4,124時間	—	—	—	—
同行援護	利用者数	量の見込み	48人	48人	48人	56人	58人	60人
		実績	52人	53人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	596時間	596時間	596時間	709時間	736時間	763時間
		実績	660時間	660時間	—	—	—	—
行動援護	利用者数	量の見込み	20人	20人	20人	24人	25人	27人
		実績	21人	22人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	339時間	362時間	388時間	369時間	394時間	420時間
		実績	301時間	325時間	—	—	—	—
重度障害者等包括支援	利用者数	量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		実績	0時間	0時間	—	—	—	—

【★の量の見込みの算出方法】

重度訪問介護

3年間の増加量を平均し、各年の実績に加算しています。

【見込量確保のための方策】

・対象者への周知を通じて利用の拡大を図ります。
・重度訪問介護については、居宅介護事業所等や新たに参入可能な事業者に開設への働きかけを行っていきます。
・居宅介護及び重度訪問介護の利用については、介護保険課や利用者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で、障害福祉サービス又は介護保険サービスの適切な支給決定に努めます。
・重度障がいのある人の地域生活を継続していくため、現在のサービスの充実を図るとともに、重度障害者等包括支援事業所の開設に向けた働きかけをしていきます。
・強度行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人等、重度障がいのある人が利用できる事業所を確保するため、既存の事業所や新たに参入可能な事業者への働きかけをしていきます。

4−2. 日中活動系サービス

<関係する成果目標>

3−1．福祉施設の入所者の地域生活への移行
3−3．福祉施設から一般就労への移行等

【事業の内容】

生活介護、重度障がい者の生活介護

主として昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言、その他必要な日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援等を行う。

自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人や難病の人などに、施設等や居宅を訪問し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションや生活などに関する相談・助言など、必要な支援を行う。

自立訓練（生活訓練）

知的障がいのある人又は精神障がいのある人に、施設等や居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練や、生活などに関する相談・助言など、必要な支援を行う。

就労選択支援

障がいのある人が、一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行う。

就労移行支援

一般就労を希望する人に、定められた期間、生産活動など、一般就労に向けた活動の機会を提供することを通じて、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練、就労に関する相談や支援を行う。

就労継続支援(A型・B型)

一般企業等での就労が困難な障がいのある人や、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練など、必要な支援を行う。
※雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型がある。

就労定着支援

一般企業等に就職した後に生活面での課題が生じている障がいのある人に、就労継続を図るため、企業や関係機関との連絡調整、相談支援を通じた生活面の課題を把握し、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。
※対象者は生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人。

療養介護

医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護と日常生活に係る支援を行う。

短期入所(福祉型・医療型)、重度障がい者の短期入所(福祉型・医療型)

自宅で介護をする人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護その他の必要な支援を行う。利用者の状態などにより福祉型と医療型に分けられる。

【実績と見込み】

（1月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	利用者数	量の見込み	283人	296人	296人	286人	292人	299人
		実績	279人	273人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	4,948日	5,113日	5,282日	5,362日	5,520日	5,682日
		実績	4,810日	5,060日	—	—	—	—
生活介護のうち、「重度障がい者の生活介護」の利用者数 ★		量の見込み	25人	27人	29人	99人	113人	127人
		実績	57人	71人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の生活介護」のうち、強度行動障がい ★		量の見込み	18人	19人	21人	88人	99人	110人
		実績	55人	66人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の生活介護」のうち、高次脳機能障がい ★		量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績	0人	1人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の生活介護」のうち、医療的ケアを必要とする人 ★		量の見込み	3人	3人	3人	1人	1人	1人
		実績	0人	1人	—	—	—	—
自立訓練（機能訓練）	利用者数	量の見込み	2人	2人	2人	1人	1人	1人
		実績	1人	1人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	24日	24日	24日	17日	21日	25日
		実績	10日	12日	—	—	—	—
自立訓練（生活訓練）	利用者数	量の見込み	37人	37人	37人	65人	71人	78人
		実績	47人	54人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	262日	262日	262日	504日	559日	619日
		実績	359日	411日	—	—	—	—

（1月あたり）

			令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
就労選択支援★	利用者数	量の見込み	―	14人	14人	68人	105人	164人
		実績	―	5人	―	―	―	―
就労移行支援	利用者数	量の見込み	120人	120人	120人	86人	75人	66人
		実績	133人	113人	―	―	―	―
	利用量	量の見込み	1,057日	1,057日	1,057日	841日	756日	680日
		実績	1,110日	1,041日	―	―	―	―
就労継続支援（Ａ型）	利用者数	量の見込み	104人	113人	113人	153人	166人	181人
		実績	122人	129人	―	―	―	―
	利用量	量の見込み	1,721日	1,955日	1,955日	1,972日	2,156日	2,356日
		実績	1,597日	1,651日	―	―	―	―
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数	量の見込み	346人	367人	367人	518人	576人	640人
		実績	381人	419人	―	―	―	―
	利用量	量の見込み	4,252日	4,473日	4,473日	6,149日	6,744日	7,396日
		実績	4,621日	5,112日	―	―	―	―
就労定着支援★	利用者数	量の見込み	73人	73人	73人	122人	134人	146人
		実績	93人	98人	―	―	―	―
療養介護	利用者数	量の見込み	16人	16人	16人	18人	19人	19人
		実績	16人	17人	―	―	―	―
短期入所（福祉型）	利用者数	量の見込み	131人	131人	131人	166人	180人	195人
		実績	137人	141人	―	―	―	―
	利用量	量の見込み	618日	660日	704日	763日	853日	953日
		実績	510日	610日	―	―	―	―

（1月あたり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所（福祉型）のうち、「重度障がい者の短期入所（福祉型）」の利用者数 ★	量の見込み	15人	15人	15人	95人	113人	131人
	実績	41人	59人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の短期入所（福祉型）」のうち、強度行動障がい ★	量の見込み	12人	12人	12人	75人	88人	101人
	実績	36人	49人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の短期入所（福祉型）」のうち、高次脳機能障がい ★	量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の短期入所（福祉型）」のうち、医療的ケアを必要とする人★	量の見込み	2人	2人	2人	1人	1人	1人
	実績	0人	1人	—	—	—	—
短期入所（医療型）★ 利用者数	量の見込み	8人	8人	8人	14人	16人	18人
	実績	2人	10人	—	—	—	—
短期入所（医療型）★ 利用量	量の見込み	31日	31日	31日	90日	111日	132日
	実績	2日	48日	—	—	—	—
短期入所（医療型）のうち、重度障がい者の短期入所（医療型）の利用者数 ★	量の見込み	1人	1人	1人	3人	3人	3人
	実績	1人	1人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の短期入所（医療型）」のうち、強度行動障がい ★	量の見込み	—	—	—	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の短期入所（医療型）」のうち、高次脳機能障がい ★	量の見込み	—	—	—	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の短期入所（医療型）」のうち、医療的ケアを必要とする人	量の見込み	—	—	—	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	—	—	—	—

【★の量の見込みの算出方法】

生活介護のうち、重度障がい者

3 年間の増加量を平均し、各年の実績に加算しています。

上記重度障がい者のうち、強度行動障がい

3 年間の増加量を平均し、各年の実績に加算しています。

上記重度障がい者のうち、高次脳機能障がい

直近の実績から 1 名としています。

上記重度障がい者のうち、医療的ケア

直近の実績から 1 名としています。

就労選択支援

令和 7 年 10 月に開始したサービスであり、開始以降半年間の利用実績から年間の利用実績を仮定しています。令和 8 年度については 3 か月分の利用実績から年間の利用実績を仮定しています。令和 7 年度から令和 8 年度の伸び率にて計算しています。

就労定着支援

3 年間の増加量を平均し、各年の実績に加算しています。

短期入所（福祉型）のうち、重度障がい者

3 年間の増加量を平均し、各年の実績に加算しています。

上記重度障がい者のうち、強度行動障がい

3 年間の増加量を平均し、各年の実績に加算しています。

上記重度障がい者のうち、高次脳機能障がい

実績はありませんが、1 名としています。

上記重度障がい者のうち、医療的ケア

直近の実績から 1 名としています。

短期入所（医療型）

3 年間の増加量を平均し、各年の実績に加算しています。

短期入所（医療型）のうち、重度障がい者

強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケアの 3 つの合計値としています。

上記重度障がい者のうち、強度行動障がい

実績はありませんが、1 名としています。

上記重度障がい者のうち、高次脳機能障がい

実績はありませんが、1 名としています。

【見込量確保のための方策】

・生活介護、短期入所など、利用者の増加が見込まれるサービスについては、不足が生じないよう、新たに参入可能な事業者への働きかけを行っていきます。
・強度行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人等、重度障がいのある人が利用できる事業所の確保を確保するため、既存の事業所や新たに参入可能な事業者への働きかけをしていきます。
・共生型生活介護や医療型短期入所（共生型）について、介護保険サービス事業者へ開設への働きかけを行うとともに、利用者への周知を図っていきます。
・就労系のサービスについては、個々の実情に応じた事業所が利用されています。引き続き、利用者のニーズに沿った事業所の選択ができるように支援し、事業の目的である一般就労や生産活動の機会の提供を促進していきます。また、地域共生協議会と協力し、障がいのある人の雇用継続、職場環境の改善など、総合的な就労支援を行っていきます。
・緊急時に短期入所を利用する際にスムーズに利用できるよう、平常時から短期入所を利用するよう、障がいのある人やその家族等への周知を図ります。

4−3. 居住系サービス

<関係する成果目標>

3-1．福祉施設の入所者の地域生活への移行

3-5．地域生活支援の充実

【事業の内容】

自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助、精神科病院などを利用していた障がいのある人で、一人暮らしへの移行を希望する人や、一人暮らしの継続に課題がある人を対象に、定期的に訪問して食事、洗濯、掃除、公共料金、家賃、体調、通院等の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

共同生活援助、重度障がい者の共同生活援助

主に夜間に、共同生活を営むべき住居において行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護など、必要な日常生活上の援助を行う。

施設入所支援

主に夜間に、入所している施設において、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などに関する相談や助言、必要な日常生活上の支援を行う。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりである。

【実績と見込み】

（1月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	利用者数	量の見込み	2人	2人	2人	4人	6人	8人
		実績	1人	2人	—	—	—	—
共同生活援助	利用者数	量の見込み	288人	325人	325人	359人	388人	421人
		実績	289人	306人	—	—	—	—
共同生活援助のうち、重度障がい者の共同生活援助の利用者数 ★		量の見込み	7人	8人	8人	42人	51人	60人
		実績	11人	22人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の共同生活援助」のうち、強度行動障がい ★		量の見込み	3人	3人	3人	40人	49人	58人
		実績	11人	22人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の共同生活援助」のうち、高次脳機能障がい ★		量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	—	—	—	—
上記「重度障がい者の共同生活援助」のうち、医療的ケアを必要とする人 ★		量の見込み	3人	3人	3人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	—	—	—	—
施設入所支援	利用者数	量の見込み	107人	107人	107人	114人	117人	120人
		実績	107人	109人	—	—	—	—
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の個所数	見込み	—	—	—	21カ所	22カ所	23カ所
		実績	16カ所	16カ所	20カ所 （7月1日時点）	—	—	—
	拠点コーディネーターの配置人数	見込み	—	—	—	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	—	—	—	—
	検証及び検討の実施回数の見込み	見込み	1回	1回	1回	1回	1回	1回
		実績	1回	1回	—	—	—	—

※施設入所支援の令和 11 年度時点での利用者数の見込みは、入退所者を含むため、44ページの令和 11 年度末時点での施設入所者数とは一致しません。

➢地域生活支援拠点等については、
3-5．地域生活支援の充実（51 ページ）
をご確認ください。

【★の量の見込みの算出方法】
共同生活援助のうち、重度障がい者
強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケアの 3 つの合計値としています。

上記重度障がい者のうち、強度行動障がい
3 年間の増加量を平均し、各年の実績に加算しています。

上記重度障がい者のうち、高次脳機能障がい
実績はありませんが、1 名としています。

上記重度障がい者のうち、医療的ケア
過去に利用実績があるため、1 名としています。

【見込量確保のための方策】

・入所施設や病院から単身で地域生活へ移行する障がいのある人の増加を見越し、障がいのある人が安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助を提供できる事業所の確保を図るため、新たに参入可能な事業者への働きかけを行っていきます。
・共同生活援助については、必要な利用量が確保されるように、施設整備情報の把握に努め、既存の事業所や新たに参入可能な事業者への働きかけを行っていきます。また、 地域共生協議会と協力し、支援の質の向上について検討を進めていきます。
・共同生活援助については、強度行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人等、重度障がいのある人が利用できる事業所を確保するため、既存の事業所や新たに参入可能な事業者への働きかけをしていきます。
・日中サービス支援型共同生活援助事業所の開設に向けた働きかけを行っていきます。
・緊急時にグループホームを利用する際にスムーズに利用できるよう、平常時からグループホームを体験利用するよう、障がいのある人やその家族等への周知を図ります。
・入所施設については、地域の実情を踏まえ、必要性に応じ、開設に向けた働きかけをしていきます。
・拠点コーディネーターの配置を含めた地域生活支援拠点等の機能の充実を図り、地域での受入れ体制の整備を進めることにより、施設入所者の漸減（ぜんげん）を図ります。

4−4. 相談支援

<関係する成果目標>

3−1．福祉施設の入所者の地域生活への移行

【事業の内容】

計画相談支援

障がいのある人の抱える課題の解決と適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時にサービス等利用計画の作成などを行います。また、支給決定後、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行います。障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がいのある人全員が対象となります。

地域移行支援

障害者支援施設※、精神科病院、児童福祉施設などを利用する 18 歳以上の障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための地域移行支援計画の作成や相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。

地域定着支援

居宅において、単身で生活する人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などの相談や緊急訪問、緊急対応などを行います。

※ 障害者支援施設とは、施設入所支援と、その他の施設障害福祉サービスを行う施設をいいます。

【実績と見込み】

（1年あたり）

			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画相談支援	利用者数	量の見込み（令和 6 年度～令和 8 年度は実人数）	73 人	77 人	80 人	313 人	350 人	391 人
		実績 上段：実 人 数 下段：延べ人数	74 人 240 人	80 人 251 人	―	―	―	―

※「量の見込み」について、令和 8 年度までは実人数で設定していましたが、令和 9 年度からは延べ人数で設定しています。

（1 月あたり）

			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域移行支援★	対象者数	量の見込み	―	―	―	127 人	127 人	127 人
		実績	123 人	127 人	―	―	―	―
	利用者数	量の見込み	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
		実績	1 人	1 人	―	―	―	―
地域定着支援★	利用者数	量の見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	―	―	―	―

【★の量の見込みの算出方法】

地域移行支援

前計画の見込み量の横ばいとしました。

地域定着支援

実績はありませんが、1 名としています。

【見込量確保のための方策】

・計画相談については、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所等の増加を図るため、生活介護事業所等や新たに参入可能な事業者への働きかけ等、サービス提供体制の整備を図ります。
・地域移行支援及び地域定着支援については、施設入所者と入院中の精神障がいのある人への支援を進めていきます。

4−5. 障害児通所支援、障害児相談支援等

<関係する成果目標>

3−4．障がいのある子への支援の提供体制の整備等

【事業の内容】

児童発達支援

未就学の療育が必要な子（理学療法などの機能訓練等を必要とする子を含む）に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適応できるよう、療育を通じて支援を行う。

放課後等デイサービス

就学している障がいのある子に対し、放課後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な支援や社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

保育所等訪問支援

他のこどもとの集団生活に適応できるよう、療育が必要な子が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援などを行う。

①療育が必要な子への支援（集団生活適応のための支援など）

②訪問先施設のスタッフへの支援（支援方法の指導など）

居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などで、児童発達支援などの障害児通所支援を利用するための外出が著しく困難な子の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な支援などを行う。

障害児相談支援

療育が必要な子と保護者の抱える課題の解決と適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時に障害児支援利用計画の作成などを行う。

また、支給決定後、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し（モニタリング）を行う。

医療的ケア児等コーディネーター

専門的な知識と経験に基づき、医療的ケア児などの支援に関わる関係機関との連携を図り、本人の健康を維持しつつ生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための総合調整を行う人のこと。

【実績と見込み】

（1月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	利用児童数	量の見込み	339人	358人	358人	522人	603人	696人
		実績	343人	391人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	2,179日	2,319日	2,319日	2,979日	3,371日	3,813日
		実績	2,016日	2,328日	—	—	—	—
放課後等デイサービス	利用児童数	量の見込み	629人	665人	665人	837人	913人	996人
		実績	649人	704人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	6,048日	6,491日	6,491日	7,776日	8,440日	9,161日
		実績	6,207日	6,660日	—	—	—	—
保育所等訪問支援★	利用児童数	量の見込み	15人	15人	15人	101人	121人	141人
		実績	51人	61人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	8日	8日	8日	202日	242日	282日
		実績	33日	53日	—	—	—	—
居宅訪問型児童発達支援★	利用児童数	量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		実績	0人	0人	—	—	—	—
	利用量	量の見込み	5日	5日	5日	5日	5日	5日
		実績	0日	0日	—	—	—	—
福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設	利用児童数	量の見込み	—	—	—	県が見込み量を設定します。		
		実績	—	—	—	—	—	—

（1 年あたり）

			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害児相談支援	利用児童数	量の見込み（令和 6 年度～令和 8 年度は実人数）	37 人	38 人	40 人	127 人	133 人	139 人
		実績 上段:実 人 数 下段:延べ人数	39 人 113 人	41 人 116 人	―	―	―	―
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	配置人数	量の見込み	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
		実績	1 人	1 人	―	―	―	―

※障害児相談支援の「量の見込み」について、令和 8 年度までは実人数で設定していましたが、令和 9 年度からは延べ人数で設定しています。

【★の量の見込みの算出方法】

保育所等訪問支援

利用児童数については 3 年間の増加量を平均し、各年の実績に加算しています。
利用量については利用標準日数が月 2 日であるため、利用児童数の量の見込みを 2 倍しています。

居宅訪問型児童発達支援

実績はありませんが、利用児童数は 1 名とし、利用量は 5 日としています。

【見込量確保のための方策】

・こどもの発達に悩みを抱える保護者のニーズに幅広く対応できるように「ひまわり発達相談センター」や学校などの関係機関と連携し、福祉サービスの周知を図ります。
・相談支援事業所と連携し、利用を希望する子及びその保護者が個々の状況や特性に合った事業所を利用できるよう支援します。
・医療的ケア児や重度の障がいがある子及びその保護者の状況を把握し、訪問型サービスの利用のあり方についても検討していきます。
・医療的ケア児等コーディネーター研修の受講者を増やし、他分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援体制の構築を図ります。
・障害児支援利用計画を作成する指定障害児相談支援事業所の増加を図るため、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所へ事業開始への働きかけを行う等、サービス提供体制の整備を図ります。

4−6. 発達障がいのある人等への支援

<関係する成果目標>

3-4.障がいのある子への支援の提供体制の整備等

3-6.相談支援体制の充実・強化等

【事業の内容】

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整やこどもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通じて学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善を目指すとともに、こどもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

こどもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「（叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間をみつける」という3つの目標に向けて取り組む。また、「障がい」という言葉を使わず、子育て支援での活用もできる。

ペアレントメンター

メンターとは、「信頼のおける仲間」という意味であり、発達障がいのある子を育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで悩みを抱える保護者などに対してグループ相談やこどもの特性を伝えるサポートブックの作成、情報提供などを行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしており、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

ピアサポート

「ピア」とは、「仲間」「同輩」などと訳され、立場や境遇、経験などを共にする人たちを表す言葉で、「ピアサポート」とは、同じような立場や課題を経験してきたことを生かして、仲間同士が対等に支え合うことを表す。

【見込み】

（1年あたり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	見込み	検討	検討	実施	10人	10人	10人
	実績	検討	検討	―	―	―	―
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	見込み	検討	検討	実施	1人	1人	1人
	実績	検討	検討	―	―	―	―
ペアレントメンターの人数	見込み	1人	1人	1人	2人	2人	2人
	実績	2人	2人	―	―	―	―
ピアサポートの活動への参加者数	見込み	検討	検討	実施	5人	5人	5人
	実績	検討	検討	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

・「ひまわり発達相談センター」や「あじさい療育支援センター」等と連携し、保護者が孤立せずに支え合える地域を実現するための対策を検討し、実施していきます。
・発達障害者支援センター等と連携し、発達障がいの特性に関する理解が図られるよう周知啓発に努めるとともに、発達障がいのある人や保護者等への支援を充実させていきます。
・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者（支援者）の確保を図るため、市内事業所に対し、研修等を実施していくとともに、保護者に対して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムへの受講機会の確保に努めていきます。

4−7.精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<関係する成果目標>

3−2．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【事業の内容】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人が地域の一員として自分らしく安心して暮らしていくための、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことです。

【見込み】

	量の見込み		
	令和９年度	令和10年度	令和11年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数（1年あたり）	1回	1回	1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（1回あたり）	17人	17人	17人
うち、保健関係者	1人	1人	1人
うち、医療関係者（精神科）	1人	1人	1人
うち、医療関係者（精神科以外）	2人	2人	2人
うち、福祉関係者	11人	11人	11人
うち、介護関係者	1人	1人	1人
うち、当事者及び家族	1人	1人	1人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価（1年あたり）	1回	1回	1回
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数（1月あたり）	1人	1人	1人
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数（1月あたり）	0人	0人	0人
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数（1月あたり）	200人	242人	291人
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数（1月あたり）	1人	1人	1人
精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数（1月あたり）	65人	71人	78人
精神障がいのある人の短期入所の利用者数（1月あたり）	17人	22人	27人

【見込量確保のための方策】

・圏域連携コーディネーターや地域の保健、医療、福祉関係機関と連携し、精神障がいのある人の現状把握に努め、引き続き地域で生活を送る中で考えられる複合的な課題に対応できる体制の整備を図ります。
・精神障がいのある人が利用している医療機関は広域にわたるため、医療機関や関係機関との連携のあり方について検討していきます。
・協議の場の開催及び関係機関との連携を図っていきます。

4−8.相談支援体制の充実・強化のための取り組み

<関係する成果目標>

3-6.相談支援体制の充実・強化等

【見込み】

（1年あたり）

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化				
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	量の見込み	1人	1人	1人
人材育成等の取り組みに参加する相談支援事業所の、市内全ての相談支援事業所に占める割合	量の見込み	10割	10割	10割
協議会の運営への関与の有無	見込み	有	有	有
地域共生協議会における個別事例の検討を通じた地域における課題解決に向けた取り組み	見込み	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策】

基幹相談支援センターと連携して以下 3 点の取り組みを実施していきます。

・個別事例の支援内容の検証等を通じて、相談支援専門員の専門性の向上を図ります。
・強度行動障がい、高次脳機能障がい、難病、アルコール・薬物・ギャンブル依存症などに対応できる人材を育成し、支援体制の整備を図ります。
・制度をまたぐ複合的な課題に対応するため、高齢者、生活困窮者、児童など、各関係機関との連携を強化していきます。

4−9. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

<関係する成果目標>

3−7． 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【見込み】

（1年あたり）

		令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加者数	量の見込み	12人	12人	12人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有				
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	見込み	有	有	有
実施回数	量の見込み	1回	1 回	1 回

【見込量確保のための方策】

・障害者総合支援法の具体的内容を理解するために、市職員が県の実施する各種研修に積極的に参加するとともに、福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているか、検証を行っていきます。

・障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みや適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。

第５章 地域生活支援事業

障害者総合支援法第 77 条に基づく地域生活支援事業は、市町村に実施が義務づけられている「必須事業」と、地域の実情に応じて実施する「任意事業」に分けられます。

それぞれの事業について、「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」の実績と本市の実情を踏まえ、次の事項を定めます。

①事業の内容 ②実績と見込み ③見込量確保のための方策

5−1.必須事業

<関係する成果目標>

3−1．福祉施設の入所者の地域生活への移行
3−4．障がいのある子への支援の提供体制の整備等
3−5．地域生活支援の充実
3−6．相談支援体制の充実・強化等

（1）理解促進研修・啓発事業

【事業の内容】

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と、共生社会の実現を図るために、市民に対して障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発などを行う。

【実績と見込み】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

・「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」に基づき、手話、点字などによる情報保障やコミュニケーションの保障、手話の普及と理解の促進を図ります。
・障がいのある人への理解を深めるために、さまざまな啓発活動を工夫して実施していきます。
・事業の実施にあたっては、広報習志野などを活用し、市民への周知を図ります。

（2）自発的活動支援事業

【事業の内容】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動を支援する。

【実績と見込み】

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

・家庭と医療機関の往復以外に外出の場がないひきこもりの人や、長期入院からの退院後に外出の場を必要とする人を対象に当事者交流会を開催します。
・障がい者団体、当事者グループ等の活動について、広報啓発の支援などを行います。

（3）相談支援事業

【事業の内容】

障がいのある人が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な支援を行う。

障害者相談支援事業・基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、障がいのある人への虐待防止や差別解消など、権利擁護のために必要な援助を行う。

また、基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行う。

基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に専門的職員を配置するなど、相談支援体制を強化する取り組みを行う。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がいのある人について、入居支援などを行う。

【実績と見込み】

（1 年あたり）

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者相談支援事業（実施事業所数）	量の見込み	12 カ所	13 カ所	14 カ所	16 カ所	16 カ所	16 カ所
	実績	13 カ所	15 カ所	―	―	―	―
基幹相談支援センター	見込み	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	実績	設置	設置	―	―	―	―
基幹相談支援センター等機能強化事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	―	―	―	―
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	見込み（実人数）	4 人	4 人	4 人	9 人	9 人	9 人
	実績	9 人	6 人	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

・各障がい分野に専門性を有する相談支援事業所との連携強化を図り、相談支援が必要な障がいのある人を把握していきます。
・地域共生協議会と協力し、本市の相談支援体制全般にわたる検討を継続し、スキルアップを図ります。
・「ひまわり発達相談センター」や「あじさい療育支援センター」と連携し、支援が必要なこどもと保護者の相談支援の充実を図ります。
・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、実態把握に努めていきます。
・相談の内容に応じて、住宅確保要配慮居住支援法人等の案内に努めていきます。

（4）成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

障がいのある人の権利擁護を図るために、成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）や後見人などの報酬の全部又は一部を助成する。

【実績と見込み】

（1 年あたり）

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実利用者数	量の見込み	14 人	16 人	18 人	10 人	10 人	10 人
	実績	8 人	7 人	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

・親族による申立てが困難な障がいのある人に市長申立てによる成年後見制度の利用を促進するとともに、関係機関と連携し事業内容についての周知を図ります。

（5）成年後見制度法人後見支援事業

【事業の内容】

障がいのある人の権利擁護を図るために、成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。

【実績と見込み】

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
成年後見制度法人後見支援事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	検討	検討	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

・成年後見センターの運営を委託している習志野市社会福祉協議会を含めた関係機関との協議を進め、必要な体制の整備を図ります。

(6)意思疎通支援事業

【事業の内容】

障がいのある人の意思疎通の円滑化を図り社会参加を促進するために、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業など、意思疎通に係る支援を行う。

【実績と見込み】

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(1 年あたり)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実利用者数	量の見込み	27 人	29 人	31 人	32 人	33 人	34 人
	実績	27 人	30 人	—	—	—	—
延派遣件数	量の見込み	432 件	464 件	496 件	389 件	402 件	415 件
	実績	406 件	363 件	—	—	—	—

②手話通訳者設置事業

(1 年あたり)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実設置者数	量の見込み	3 人	3 人	3 人	2 人	2 人	2 人
	実績	2 人	2 人	—	—	—	—

【見込量確保のための方策】

市が派遣する手話通訳者、要約筆記者や千葉聴覚障害者センターと連携し、障がいのある人がより利用しやすい事業のあり方を検討していきます。

(7)日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

障がいのある人の日常生活を支援するために、日常生活に必要な福祉用具(障がいのある人のために製作や改良、開発された物など)を給付又は貸与する。

【実績と見込み】

(延利用件数:1 年あたり)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護・訓練支援用具	量の見込み	8 件	8 件	8 件	20 件	24 件	28 件
	実績	9 件	12 件	—	—	—	—
自立生活支援用具	量の見込み	27 件	27 件	27 件	28 件	28 件	28 件
	実績	32 件	25 件	—	—	—	—
在宅療養等支援用具	量の見込み	12 件	10 件	9 件	29 件	31 件	33 件
	実績	12 件	26 件	—	—	—	—
情報・意思疎通支援用具	量の見込み	147 件	151 件	156 件	40 件	45 件	50 件
	実績	25 件	30 件	—	—	—	—
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	量の見込み	1 件	1 件	1 件	6 件	7 件	8 件
	実績	2 件	4 件	—	—	—	—
排泄管理支援用具※	量の見込み	1,320 件	1,320 件	1,320 件	1,482 件	1,482 件	1,482 件
	実績	3,431 件	1,299 件	—	—	—	—

※ 1カ月分を1件としています。

【見込量確保のための方策】

・利用者が必要とする用具が提供できるよう、利用者の状況把握を行うとともに、給付対象用具の追加や基準額などの検討を行います。

(8)手話奉仕員養成研修事業

【事業の内容】

聴覚障がいのある人の自立した生活の支援のために、聴覚障がいのある人との交流の促進や支援者として期待される手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の手話表現技術を習得する研修(2 年間)を実施する。

【実績と見込み】

（1 年あたり）

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実研修修了者数	量の見込み	15 人	20 人	15 人	19 人	19 人	19 人
	実績	16 人	19 人	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

・手話奉仕員養成講座を計画的に実施し、手話奉仕員の確保を図ります。
・受講者が 2 年間（前期・後期）継続して受講できるよう、必要に応じて実施の仕方を工夫していきます。

(9)移動支援事業

【事業の内容】

屋外での移動が困難な障がいのある人の自立生活や社会参加を支援するために、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、ヘルパーを派遣し、移動に必要な支援を行う。

【実績と見込み】

（1 年あたり）

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実利用者数	量の見込み	120 人	125 人	130 人	172 人	186 人	200 人
	実績	131 人	144 人	―	―	―	―
延利用時間数	量の見込み	9,000 時間	9,375 時間	9,750 時間	13,824 時間	14,670 時間	15,516 時間
	実績	11,074 時間	12,132 時間	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

・広く事業の周知を図り、必要な利用量が確保されるよう、既存の事業所や新たに参入可能な事業者への働きかけを行っていきます。

（10）地域活動支援センター事業

【事業の内容】

障がいのある人の地域生活支援の促進を図るために、地域の実情に応じて「基礎的事業」と、基礎的事業を充実強化するための「機能強化事業」を実施する事業です。

区分		事業内容等	1日あたりの実利用者数
基礎的事業		創作的活動、生産活動、社会との交流の促進	特になし
機能強化事業	Ⅰ型	専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいへの理解促進を図るための普及啓発などを行います。	おおむね 20 人以上
	Ⅱ型	在宅の障がいのある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受けます。	おおむね 15 人以上
	Ⅲ型	これまでの小規模作業所を想定した機能強化を図った事業所です。小規模作業所としての運営実績が５年以上であることが要件です。	おおむね 10 人以上

【実績と見込み】

（1 年あたり）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
市内実施事業所数	量の見込み	２カ所	２カ所	２カ所	２カ所	２カ所	２カ所
	実績	２カ所	２カ所	―	―	―	―
市内事業所実利用者数	量の見込み	165 人	164 人	163 人	152 人	158 人	165 人
	実績	141 人	140 人	―	―	―	―
市外実施事業所数	量の見込み	５カ所	５カ所	５カ所	５カ所	５カ所	５カ所
	実績	６カ所（利用実績）	５カ所（利用実績）	―	―	―	―
市外事業所実利用者数	量の見込み	６人	６人	５人	９人	９人	９人
	実績	９人	９人	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

・事業所と連携を図りながら、利用者へのサービス提供が安定して行えるよう基盤整備などを図ります。

5−2. 任意事業

<関係する成果目標>

3−1．福祉施設の入所者の地域生活への移行

3−4．障がいのある子への支援の提供体制の整備等

3−5．地域生活支援の充実

3−6．相談支援体制の充実・強化等

(1) 訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

障がいのある人の衛生的な生活を確保し、生活の質が向上するよう、家庭の浴槽での入浴が困難な障がいのある人に、専用浴槽を家庭に運び、入浴サービスを提供する事業です。

【実績と見込み】

(1 年あたり)

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実利用者数	量の見込み	18 人	18 人	18 人	14 人	16 人	17 人
	実績	13 人	12 人	—	—	—	—
延利用回数	量の見込み	1,230 回	1,230 回	1,230 回	1,287 回	1,450 回	1,633 回
	実績	949 回	1,014 回	—	—	—	—

【見込量確保のための方策】

・利用者へのサービス提供が安定して行えるよう、既存の事業所や新たに参入可能な事業者等へ働きかけを行っていきます。

(2) 日中一時支援事業

【事業の内容】

家族の就労支援や一時的な休息を確保するために、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや訓練などを行う事業です。

【実績と見込み】

（1 年あたり）

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実利用者数	量の見込み	231 人	217 人	205 人	262 人	264 人	266 人
	実績	261 人	258 人	―	―	―	―
延利用回数	量の見込み	21,947 回	21,764 回	21,583 回	23,643 回	24,069 回	24,504 回
	実績	22,003 回	22,813 回	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

・利用者へのサービス提供が安定して行えるよう、既存の事業所や新たに参入可能な事業者等へ働きかけを行っていきます。また、緊急一時的な宿泊を伴う日中一時支援の利用についても、体制の整備に努めます。

（3）点字・声の広報等発行事業

【事業の内容】

文字による情報入手が困難な障がいのある人の社会参加の促進のために、点訳又は音声訳などにより、市の広報など地域生活に必要な情報を定期的又は適宜提供する事業です。

【実績と見込み】

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
点字・声の広報等発行事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

ボランティア団体や当事者団体と連携しながら、利便性の高い事業になるように配慮していきます。また、事業についての周知を強化し、利用促進を図ります。

（4）自動車運転免許取得･改造助成事業

【事業の内容】

障がいのある人の社会参加の促進のために、自動車の免許取得を必要とする場合や、自らが所有し運転する自動車の装置の一部を改造することが必要な場合に、その費用の一部を助成する事業です。

【実績と見込み】

（1 年あたり）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自動車運転免許取得助成事業実利用者数	量の見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	0 人	―	―	―	―
自動車改造助成事業実利用者数	量の見込み	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
	実績	2 人	3 人	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

･事業についての周知を強化し、利用促進を図ります。

（5）重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

【事業の内容】

重度障がいのある人が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がいのある人に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障がいのある人の社会参加を促進することを目的として実施する事業です。

【実績と見込み】

（1 年あたり）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実利用者数	量の見込み	1 人	1 人	2 人	2 人	3 人	3 人
	実績	1 人	1 人	―	―	―	―

【見込量確保のための方策】

事業についての周知を強化し、利用促進を図ります。

第６章　計画の推進

6−1. 計画の進行管理と評価

本計画の推進にあたっては、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ねていくことが必要です。本市では地域共生協議会などにおいて定期的に本計画の進捗状況を確認した上で分析・評価を行い、必要に応じて新たな施策の検討などを行っていきます。

また、分析・評価の結果、改善項目が極めて多い等、計画のあり方に大きな問題があると考えられる場合は、計画の見直しも含め検討していきます。

PDCA サイクル

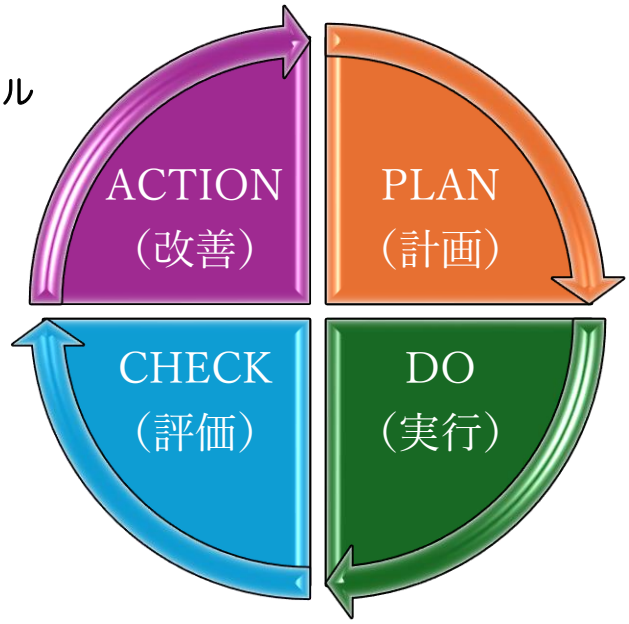

6−2. 関係機関との連携

本計画の円滑かつ確実な実施のため、地域共生協議会や各関係機関と連携し、障がい福祉の分野を超えた総合的な取り組みを実施していきます。

第８期習志野市障がい福祉計画
第４期習志野市障がい児福祉計画

※この計画は、習志野市障がい者地域共生協議会への諮問・答申を経て、令和９年●月●日に決定しました。

発行年月：令和９年●月
発　　行：習志野市
編　　集：健康福祉部　障がい福祉課

所　在　地：〒275-8601　習志野市鷺沼２丁目１番１号
電　　話：047-451-1151（代表）
Ｆ　Ａ　Ｘ：047−453−9309
　　047−451−6851（聴覚・言語障がい者専用）
ｅ－ｍａｉｌ：syogaifu@city.narashino.lg.jp
ホームページ：https://www.city.narashino.lg.jp/